

令和 8 年第 1 回
利根町議会定例会会議録 第 2 号

令和 8 年 3 月 5 日 午前 1 0 時開議

1. 出席議員

1 番	篠 塚 敦 君	7 番	新 井 邦 弘 君
2 番	山 崎 敬 子 君	8 番	井 原 正 光 君
3 番	本 谷 孝 君	9 番	五十嵐 辰 雄 君
4 番	佐 藤 眞 一 君	1 0 番	船 川 京 子 君
6 番	峯 山 典 明 君	1 1 番	大 越 勇 一 君

1. 欠席議員

な し

1. 説明のため出席した者の氏名

町 長	山 崎 誠一郎 君
教 育 長	海老澤 勤 君
総 務 課 長	松 本 浩 睦 君
政 策 企 画 課 長	布 袋 哲 朗 君
財 政 課 長	木 村 宜 孝 君
防 災 危 機 管 理 課 長	齊 藤 秀 樹 君
税 務 課 長	鈴 木 壮 君
住 民 課 長	渡 辺 泰 幸 君
福 祉 課 長	服 部 豊 君
子 育 て 支 援 課 長	松 永 重 生 君
保 健 福 祉 セ ン タ ー 所 長	山 田 博 子 君
生 活 環 境 課 長	雑 賀 正 幸 君
保険年金課長兼国保診療所事務長	古 山 栄 一 君
農業政策課長兼農業委員会事務局長	大 越 正 博 君
ま ち 未 来 創 造 課 長	藤 波 勝 君
建 設 課 長	北 澤 忍 君
会 計 課 長	本 谷 幸 洋 君
学 校 教 育 課 長	清 水 敬 子 君
生 涯 学 習 課 長	亀 谷 英 一 君

指 導 課 長 石 井 康 之 君

1. 職務のため出席した者の氏名

議 会 事 務 局 長	宮 本 正 裕
書	大 越 聖 之
書	齋 藤 リ マ

1. 議事日程

議 事 日 程 第 2 号

令和8年3月5日（木曜日）

午前10時開議

日程第1 一般質問

1. 本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問

午前10時00分開議

○議長（大越勇一君） おはようございます。

ただいまの出席議員は9名です。8番井原正光君から所用のため遅れるという届出がありました。

定足数に達しておりますので、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、タブレットに掲載のとおりです。

日程に入る前に、一般質問について確認事項を申し上げます。執行部には反問権を付与しております。議員の質問に疑問があるときは、反問する旨宣告し、議長の許可を得て反問してください。

次に、議員に申し上げます。会議規則第61条第1項の規定により、一般質問は町の一般事務についてただすものです。したがって、町の一般事務に関係のないものは認められません。また、インターネット配信も行っておりますので、地方自治法第132条の規定を遵守するよう申し上げます。

それでは議事日程に入ります。

○議長（大越勇一君） 日程第1，一般質問を行います。

通告順に質問を許します。

1番通告，9番五十嵐辰雄君。

〔 9 番五十嵐辰雄君登壇〕

○ 9 番（五十嵐辰雄君） おはようございます。1 番，五十嵐辰雄でございます。

1 番として，町の活性化と企業誘致について質問いたします。

町の活性化を図る施策としては，雇用する企業と一体的に事業を推進することです。第 5 次利根町総合振興計画後期基本計画が定めてある土地利用については，市街化区域と市街化調整区域の制度にだけ固執しては，おのずと必然的に土地利用が限定されてしまいます。

都市計画法は昭和43年に施行になりました。市街化区域は土地利用を促進し，市街化調整区域において市街化を抑制する区域としました。市街化調整区域には，さらに農業振興地域を定め，その上また，農用地区分を定めました。このように土地利用をきめ細かく定めております。法律の条文を教科書どおりに解釈しては，市街化調整区域はますます取り残されてしまいます。

そこで，地域の特性に応じた開発行為を誘導する手法として地区計画制度があります。この制度は，新しく昭和55年に創設されました。都市計画法の第12条の4ということが，この地区計画に書かれています。この条文は新しく追加がされました。時間の関係で条文の説明は省略いたします。

地区計画制度については，市街化区域及び市街化調整区域を問わず地区計画を定めることができます。地区計画制度は，地域の特性に応じた開発行為を誘導するまちづくりの手段として昭和55年に創設されて以来，全国的に積極的に活用が図られています。この制度の拡充により，用途制限が緩和され，あるいは一方，強化されました。そして，自由度が高まりました。

本町は，昭和45年に用途地域を設定しました。しかし，まだこの当時は，昭和43年に都市計画が施行されて，まだ2年間しかなかったわけです。本当の，これは都市計画法の黎明期に当たります。それ以来，都市基盤の整備，県道千葉竜ヶ崎線，美浦栄線バイパス，圏央道，こういった社会資本の整備がどんどんと進展しました。利根町を取り巻く環境は大きく変わりました。

そこで，次のことについてお尋ねします。

1，地区計画制度とその運用について説明を求めます。

2 番からは自席で質問いたします。よろしくお願いいたします。

○議長（大越勇一君） 五十嵐辰雄君の質問に対する答弁を求めます。

まち未来創造課長藤波 勝君。

〔まち未来創造課長藤波 勝君登壇〕

○まち未来創造課長（藤波 勝君） それでは，五十嵐議員の御質問にお答えいたします。

地区計画制度は，都市計画法第12条の4に規定される都市計画の一つで，地域の特性に応じたきめ細やかなまちづくりを実現するための制度でございます。同法第12条の5では，

地区計画は、それぞれの区域の特性にふさわしい良好な環境の街区を整備開発及び保全するための計画とされておりまして、用途地域の定めの有無にかかわらず、一定の要件に該当する区域について定めることができるとされております。

また、運用方法につきましては、国土交通省の都市計画運用指針では、地区計画は都市計画区域マスタープラン、また市町村都市計画マスタープランにおいて示される将来像の実現を図るため、都市全体における位置づけを踏まえて総合的に定めることが望ましいとされております。

本町におきましても、地区計画の策定に当たりましては、上位計画との整合を前提といたしまして、地区の将来像や土地利用の方向性を十分に整理した上で検討すべき制度であると認識をしております。

以上です。

○議長（大越勇一君） 9番五十嵐辰雄君。

○9番（五十嵐辰雄君） この制度の運用、これからですよ。法律の解釈はよく分かりました。

企業誘致に関して質問しますけれども、利根町の企業誘致の政策は連綿として継続しています。なかなか企業誘致も実現はしませんけれども、企業誘致をすれば経済効果が期待でき、まちの活性化が図られます。政策としては最も良い方法です。

用途地域区分、これは近隣商業地域と住居地域、この面積が212.3ヘクタール、それから市街化調整区域が2,279ヘクタールです。利根町は当初から工業系の用地は定めていません。当時の町の政策は、多分住宅政策、団地政策ですね。それで工業関係の用途地域がなかったのです。工業は準工業地域、工業地域、工業専用地域と三つの区分あります。だから、準工業地域くらい定めたほうが、過去ですけれどもいいと思うのですけれども、古い話だからね。それで、企業誘致をする場合には極めて限定的です。

都市計画法は、条文の説明がありましたけれども、条文をよく読み解くと、企業誘致ができる可能性のある土地が必ず創出できます。その考えについても、課長、もう少し具体的に説明をお願いしたいと思うのですが。

○議長（大越勇一君） まち未来創造課長藤波 勝君。

○まち未来創造課長（藤波 勝君） それでは、お答えいたします。

繰り返しになりますけれども、地区計画制度は地域の特性に応じたきめ細やかな土地利用の誘導を図るための制度でございまして、良好な都市環境の形成や適正な土地利用の確保を目的とするものでございます。

企業誘致に当たりましても、当該地域の土地利用の方向性や、また周辺環境との調和、上位計画との整合性、さらには地権者や地域住民の理解などを総合的に勘案する必要がございます。そのため、企業誘致のみを目的として地区計画を定めるという考え方ではなく、町全体のまちづくりの方針に基づきまして、必要性が認められる場合には、有効な手法の

一つとして活用の可能性を検討してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（大越勇一君） 9番五十嵐辰雄君。

○9番（五十嵐辰雄君） 今、都市計画マスタープランについて話がありましたけれども、今の町のマスタープランは2019年度に制定して、2030年までの12年間を定めています。これは町の、都市の将来像や土地利用の基本的な方向性を示した都市づくりの総合的な指針です。都市計画の骨格をなすものです。このマスタープランの中でも、土地利用、それから用途地域、地区計画という文言が入ってます。2019年に定めた日から、地区計画という言葉はここに書いてあるのですよ。これをかみ砕いて、よく内容を吟味して政策を実行したほうがいいと思うのです。

県道千葉竜ヶ崎線、これが一番の町の幹線の基幹道路です。茨城県と千葉県との基幹道路、この沿線の両側100メートル範囲は、農業の基盤整備から除外しております。このマスタープランにも、地区計画という軸がはっきりと書いてあります。ですから、ぜひこういったものをよく読み解いて、政策実現に特段のお願いをいたします。

それでは、次に参ります。

2番ですが、地区計画を誘導し、市街化調整区域の開発行為により企業を誘致する方法、これについてもお答えください。

○議長（大越勇一君） 町長山崎誠一郎君。

○町長（山崎誠一郎君） 五十嵐議員のこの質問、非常に私お待ちしております。以前から、五十嵐議員、この問題に関して質問されていたことも承知しております。私も議員をやってまして、町長になりまして、利根町の発展には、これを利用するというか、これを解釈してどうにかできないかというところをずっと考えておりましたので。

まず先に答弁として、市街化調整区域における開発行為につきましては、土地計画法第34条各号のいずれかの許可基準に適用する場合に限り認められることとされております。同条第10号においては、地区計画または集落地区計画の区域内において地区整備計画に適合する建築物の建築を目的とする開発行為が許可対象とされております。したがって、制度上は、地区計画を利用することにより、市街化調整区域内において一定の企業立地を可能とする枠組みは存在しております。

一方で、市街化調整区域は市街化を抑制すべき区域であることから、その基本的な性格を踏まえた慎重な運用が求められているほか、茨城県の地区計画ガイドラインにおいては、上位計画との整合性の確保、一定規模以上のまとまり、農用地区域の除外など、慎重な運用基準が示されておるというところでございます。

しかしながら、人口減少や地域経済の縮小が進む中、本町においても雇用の創出や地域経済発展の観点から、戦略的に、まさに戦略的な企業誘致は必要であると認識しております。地区計画は単なる企業誘致の手段ではなくて、将来の土地利用の方向性を示す重要な

土地計画制度であります。条件が整う区域や事業内容によっては、本町においても活用の可能性を否定するものではございません。これは、まさに今五十嵐議員がおっしゃったことだと思います。

今後は、町の上位計画との整合を図りつつ、県とも協議を行いながら、本町にとって最も効果的な企業立地の手法について、地区計画の活用も含めて検討をして進めていくつもりでございます。

私が町長になりまして、利根町を除いて県内43自治体、それから我孫子市、印西市、栄町と、歩いて挨拶等伺いました。都市計画課と、名前はいろいろありますけれども、都市計画を担当している課は独立しておりました。利根町は、いつからかちょっと分からないのですが、まち未来創造課の担当ということでやっているのですが、独立してない組織というのは、私が見た限りは利根町だけでございました。

利根町は、今五十嵐議員がおっしゃったように、昭和45年に用途地域を定めたということで、私が議員になってからもそうでしたが、利根町はこれがあるから開発できないのだよと、ずっと我々もそのような説明を受けておりましたが、何とかそれをしないと利根町の未来はないと思いましたので、私は企業誘致を公約として出したということで、出した限りは何とかしたいという思いで今いろいろ取りかかっております。そして、いろいろな自治体とか県のアドバイスを受けて、国にも相談したりしておりまして、ひょっとしたら何とかいくのではないのかなというところを発見しつつあります。そこを今、途中ですけれども、公にしたいのですけれども、総務課長に止められますので言えないのですが、そこを何とかして、企業誘致、最初からできないできないと今までずっとそれを言われてきてました。それを何とかするのが利根町の未来だと思っておりますので、五十嵐議員がおっしゃっている、本当の目的は、これを何とかすれば利根町の未来を開けるのかなという思いがありますので、そこを、今この質問でアドバイスをいただいている部分も含めて、利根町の未来を、これから進む道を検討して、今いってますが、さらに、これを実現するように心がけて、そして利根町が少しでも元気になればいいなと思っておりますので、これからもアドバイスをいただきたいと思います。今一生懸命取り組んでおります。

また御説明する機会が必ずありますので、我々の行動を見ていただいて、また御指摘をいただければなと思っております。

以上です。

○議長（大越勇一君） 9番五十嵐辰雄君。

○9番（五十嵐辰雄君） ただいま町長から前向きな、明るい未来をつくる、斬新な御提案をいただきました。ありがとうございました。通告しましたから、一通り質問させていただきます。

計画法の本則はよく分かりました。本則を施行するには、政令、施行令、これが大事です。施行令は、どんなことが書いてありますか。

○議長（大越勇一君） まち未来創造課長藤波 勝君。

○まち未来創造課長（藤波 勝君） 地区計画の施行令ということでよろしいですか。すみません、ちょっとそちら今手元に資料がないので、こちらではお答えできないのですけれども。申し訳ありません。

○議長（大越勇一君） 9番五十嵐辰雄君。

○9番（五十嵐辰雄君） 課長、通告がないから質問できないわけですが、やっぱり法律というのは、法をつくっても施行令がなければ機能しません。都市計画法の施行令の第7条の3、そこに詳しく書いてありますよ。

面積について、面積の要件については各市町村で定める地区計画の面積です。ですから、何平米以上とかはないけれども、例えば旧東文間小学校の跡地の利用ですが、跡地の面積などもどのくらいあるのですかね、もし分かればお答えください。

それから、町の条例をつくることは、条例つくってからやるのですよ、これは町の裁量で、決定権があるのですよ、地区計画の決定権は県にはないですから。県とは相談とか協議だけです。あくまでも決定権は、利根町が決定します、全てが。それで、都市計画審議会、町の審議会にかけて、そこで協議して決めるわけです。こういった規定もはっきりと今から考えてやったほうがいいと思うのです。本当に町長の前向きな御答弁については深く感銘いたしました。ですから、この施行令にあるように、面積などもよく検討してやったほうがいいと思うのです。

昭和55年にこの法改正があったのだけれども、全国的に都市計画法の区域についての弾力的な解釈で制限の緩和とか拡充されてきて、非常に都市計画の用途地域の活用がよくなりました。各自治体でも、現在、まちづくりの方法として地区計画を多面的に推進しております。ここで町の考え方も分かりましたので、これからぜひスピードを持って御検討をお願いします。

それから、今度は3番に参りますけれども、旧東文間小学校跡地の利活用についてお尋ねします。

○議長（大越勇一君） 財政課長木村宜孝君。

○財政課長（木村宜孝君） 旧東文間小学校跡地の利活用につきましては、これまでも複数の議員の皆様より御質問をいただいているところでございます。

現在の進捗状況といたしましては、提案のあった事業者との協議を継続している状況でございます。直近では、令和8年2月16日、先月ですね、当該事業者が来庁いたしまして、関係各課を交えて具体的な進捗状況等の報告を受けているところでございます。

町といたしましては、引き続き、事業者におきまして茨城県との協議を円滑に進めていただくよう促すとともに、事業の実現に向けまして、その推移を注視してまいりたいと考えてございます。

以上でございます。

○議長（大越勇一君） 町長山崎誠一郎君。

○町長（山崎誠一郎君） 東文間小学校の話でございます。もう20年ぐらいほったらかしだったというところを、何とかしたいという思いで私は公約に載せたつもりでございます。

今財政課長が言いました2月16日、その以前からいろいろ申請等が上がっていたのですが、なかなか書類の不備とか、不備というか足りないとか、こういうものを出してくれとかというふうで、何度も何度も、それで時間がかかってしまったので、こんなことでは企業誘致なんかできないぞと、東文間小学校跡地は何とかしなくてはいけないぞということで、私が指示を出しまして、役場内の担当課、そして先方の、今来ている業者を呼んで、これとこれとこの書類を集めてくれと、これをそろえてそれをチェックして、それで一緒に、認可を出してくれる県のほうに、土浦市なのですけども、県のほうに行こうではないかと、そのぐらいやらないと企業誘致なんかできないぞと私は思っておりましたので、それをやろうという話合いをしたところでございます。

今その準備を進めておりますが、その書類がそろって、町のほうでチェックして、そしてオーケーになれば県南事務所というところに行くのですが、私も1回目はそこに行って、県のほうに、こういうことを利根町ではやりたいのだと、それも20年以上ほったらかしだった小学校の利活用のためにこれをやりたいのだという話をするつもりでいますので、今五十嵐議員おっしゃった東文間小学校跡地の利活用、何とかして活用できればなと思っております。

さっきの質問にもあったのですが、今、機構改革というのを進めております。各課の仕事でもいろいろバランスがあって、この仕事がうちなのかな、これはあそこの課の仕事なのかなという疑問を持っていて、それで効率性が上がらない、生産性が上がらないというところも見受けられましたので、私は機構改革をやろうと。その機構改革の中でいろいろ問題を今洗い出しているところなのですが、利根町にとって柱はまさに都市計画だと思っております。都市計画を何とかして、町を元気にするというところでございますので、東文間小学校跡地も都市計画の一つだと思っておりますので、そこを、機構改革をやって、町の行政改革といいますか、町の中の仕事をやりやすくして、活性化を図って効率をよくしてということをやりながら、この東文間小学校跡地が解決できればいいのかなと思っております。

そして、都市計画の中で、私は、実現するかどうか分かりませんが、ひょっとしたら、考えの中では企業誘致担当とそういったものもつくりたいなと思っております。そのぐらいやらないと利根町の発展というのは私はないと思っていますので、今もう職員には言ってますが、その意気込みでやりたいと思っています。しかし、都市計画課をつくったとしても、なかなか法律の縛りがあって厳しい面があります。できるかできないか分かりませんが、できるように努力をしていきたいという考えを持っておりますので。そして、そのモデルというか前段として東文間小学校の跡地、何回も言いますけれども、ほ

ったらかしだったのです、20年も、それを何とかしなくてはいけないという思いがありますので、そこを実現に結びつけたいというところでございます。

五十嵐議員、さっきも言いましたけれども、全くタイムリーな質問をしていただきまして、ありがとうございます。今私の思いを申し述べましたが、思いだけでは実現しませんので、どうにか具体的に、実現するように図っていきたいと思います。

以上です。

○議長（大越勇一君） 9番五十嵐辰雄君。

○9番（五十嵐辰雄君） 町長のそういったやる気の芽を摘むような質問をしてはまずいと思うのですが、一応、過去のこと、ちょっと経過に触れますと、あそこは調整区域です。そうすると、どんな業者が可能かどうかということがあります。調整区域、一般的には、これは農業関係ですよ、例えば農業の加工場。そういうわけですから、業種が決まっているのです。ですから、もっと早くこの用途区域を変更して、地区計画によってそういったことも検討する余地があったと思うのです。

これまでいろいろ引き合いがあったようですが、なかなか先が見えないのです。議会のほうで説明を受けたことがあるのですけれども、進出する企業は直接県のほうと調整するとか何か話がありますけれども。町の土地ですから、町でもう何回も同じことの繰り返しですから、ある程度、業者が来た場合には、町のほうで対応できると思うのです。全て県任せでは、ちょっとまずいと思うのです。

あと課長、この学校敷地面積はどのくらいあるのでしょうか。もし分かればお答えください。

○議長（大越勇一君） まち未来創造課長藤波 勝君。

○まち未来創造課長（藤波 勝君） 旧東文間小学校の面積でございますが、約1ヘクタールということでございます。

また、先ほど地区計画の面積要件について御質問がございましたが、市街化調整区域における地区計画につきましては、茨城県のガイドラインにおきまして、制度の趣旨に応じて五つの類型に分かれております。計画開発適正誘導型、既存集落活性型、既存工業等維持活性型、既存沿道施設維持活性型、大規模集客施設立地型、以上の五つの類型が示されておりまして、町が新たに地区計画を策定して企業誘致を図るような場合には、計画開発適正誘導型というものに該当すると考えられます。

面積要件につきましては、法令上具体的な数値は明確には定められておりませんが、計画開発適正誘導型におきましては、おおむね5ヘクタール程度以上の規模が一つの目安と示されておりまして、したがって、絶対的な数値基準があるということではございませんが、制度の趣旨や県の運用基準に照らし合わせて、一定規模の一定の土地を前提とする考え方であると認識をしております。

また、旧東文間小学校につきましては、1ヘクタールでございますので、この基準に照

らし合わせますと、ちょっと面積のほうは足りないのかなというところがございます、また、旧東文間小学校の周辺は農振区域となっておりますので、地区計画はちょっと現時点では難しいのかなとは考えております。

以上です。

○議長（大越勇一君） 9 番五十嵐辰雄君。

○9 番（五十嵐辰雄君） この法令では、農振地域は計画除外ですよ。ですから、境界があれば別に構わないと思うのです。農振地域はできないのです、法令で。だから、境界を設定すれば、別に農振地域に遠慮してバックでやることはないと思うのです。

それから、県の指導では5ヘクタール以上ですか。条文にはそういう縛りはないと思うのですけれども。その点、もう1回お願いします。

○議長（大越勇一君） まち未来創造課長藤波 勝君。

○まち未来創造課長（藤波 勝君） ただいま申し上げましたのは、ガイドラインに掲載されている内容を今申し上げましたが、またその辺の詳しいところにつきましては、例えば旧東文間小学校跡地での地区計画というお話であれば、その辺のことも踏まえて、もう一度確認のほうはして、検討はしてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（大越勇一君） 9 番五十嵐辰雄君。

○9 番（五十嵐辰雄君） それでは、4のほうですが、企業誘致について、産業用地の確保について質問いたします。

○議長（大越勇一君） 政策企画課長布袋哲朗君。

○政策企画課長（布袋哲朗君） 先ほど五十嵐議員がおっしゃったとおり、今のところ当町におきまして産業用地はない状況でございます。産業用地をつくる形になりますと、また数年の時間を要するということもございますので、現在は、まず町有地を生かした企業誘致ということで努めているところでございます。

現在、町が保有している旧東文間小学校跡地のほか、旧消防署の跡地、旧すこやか交流センターなどの町有地を中心に、既に複数の業者から情報提供の依頼がございましたので、その土地に関する情報を先方にお渡ししまして、相談を行っているところでございます。先月の2月には情報提供した2者と既に話合いを持つ機会をいただきまして、ぜひ利根町に来ていただきたいというような形でお願いをしているところでございます。

○議長（大越勇一君） 9 番五十嵐辰雄君。

○9 番（五十嵐辰雄君） ありがとうございます。産業用地については町有地を優先的に考えるとありますけれども、やっぱりこれも用途制限があります。どんな業者がどこに該当するかどうかですね。

それから、市街化区域について話しますと、今のマスタープランは2019年に制定し、12年間を定めてあります。現在の宅地化の率ですが、市街化区域では66.5%、空き地が35%

ぐらいあるようです。これは計算ですね、現状維持ですから、机上の理論ではまだまだ市街化区域があると思うのですけれども、有効に活用をする部分がなかなかつかみ切れないうです。机上の理論だけでは現実離れしてますよ。

よく現地を確認して、担当課は目で見たほうがいいと思うのです。そういう点もひとつ、もう一度お願いします。

○議長（大越勇一君） 政策企画課長布袋哲朗君。

○政策企画課長（布袋哲朗君） 企業誘致のほうで、ぜひ利根町へお願いできないかという事業者につきましては、当町の市街化区域、市街化調整区域、その土地の現状をお伝えをしまして、何かその中でできる事業を利根町にぜひお願いしたいということで話を進めているところでございます。

ですので、この土地を、市街化調整区域に建てられないものでぜひ来てくださいということではなくて、市街化調整区域であれば可能な業種を事業者のほうに検討していただいて、ぜひ利根町に来ていただくことを検討していただきたいということでお願いをさせていただきますので。

産業用地に関しまして利根町にないのは承知しているところでございますが、すぐにそれを変更をかけることができないことも分かっておりますので、まずは空いている土地を有効に活用するというところで進めているところでございます。

○議長（大越勇一君） 9番五十嵐辰雄君。

○9番（五十嵐辰雄君） それでは、阿見町の状況について申し上げます。阿見町は来年度、市制施行の予定だそうですけれども。阿見町では継続して、現在ですよ、6地区に地区計画が設置されます。県のほうでも大分力を入れておりまして、2026年度からは県のほうで新たに工業団地造成に着手と。それは阿見町の実穀地区です。これは東のほうですが、60ヘクタールについて2026年度から着工すると。

共生社会の創出に対応して、今、茨城県のほうにも製造業の国内回帰で工業団地の需要が多く来ているそうです。既に、阿見町に続いて次期開発地区も選定しているそうです。これも圏央道の4車線化が追い風になっています。確かに阿見町は稲敷台地で高台で、非常にフラットでいい所なのですね。利根町とは都市の計画が全く違います。利根町は農業が主でございますけれども。それから、阿見町とか龍ヶ崎市のほうも結構台地なのです。だから、都市の環境が違うから一概にほかの地区ことは例に出せませんけれども、やっぱり多面的にいろいろ考えたほうがいいと思うのです。利根町もいろいろ、だんだん波及効果があって、企業が立地できることを期待しております。

それでは次に参ります。

2番目ですが、耳の不自由な人に音声文字サービスですけれども、耳の不自由な人の利便性向上を図るため、自治体の窓口で音声文字サービスを始めているところが多くなりました。音声認識技術を使い文字内容を表示したり、相互の意思疎通を図りながら、自治体

の窓口業務は複雑多岐にわたります。職員が大きな声で説明したり、筆談したりしてるところもあるようですが、人工知能を活用し文字を読めるようになります。

人工知能を活用し、会話の内容を自動的に認識し正しい文字を表示すると。こういった制度が、既に国のほうでは補助制度があると伺っています。町のお考えをお尋ねします。

○議長（大越勇一君） 政策企画課長布袋哲朗君。

○政策企画課長（布袋哲朗君） それでは、お答えをいたします。

音声文字サービスにつきましては、今議場の後ろにあるモニターに映るような形になっているものと同じものを想像していただければありがたいのですが、職員の話す内容を、A I による音声認識技術を用いてリアルタイムで文字化しまして、窓口を設置したモニター等で表示する、いわゆるA I 音声認識文字表示ディスプレイが自治体において導入されている事例がございます。

本システムの中には、高齢者の部分だけではなくて、多言語で翻訳表示に対応しているものもございまして、耳の不自由な方や外国籍の方が窓口を利用される際に、職員の説明内容を視覚情報として補完することが可能となります。その結果、内容をより正確に理解していただきまして、安心して手続を行える環境の整備につながるものと認識してございます。また、窓口サービスの向上に資する取組であるとも考えております。

財源面につきましては、国の交付金である「新しい地方経済・生活環境創生交付金」のうち、「デジタル実装型タイプA」に採択された場合、対象経費の2分の1について支援を受けることが可能となっております。

当町におきましては、現在、ICTアドバイザーの支援の下、窓口DXの第一歩として窓口利用体験調査を実施し、受付時間や対応状況について住民の目線での把握に努めております。これにより、目指すべき窓口の在り方を整理し、今後具体的な施策の検討につなげていく取組を行いたいというふうに考えてございます。

「書かない窓口」の導入に併せまして、A I 音声認識文字表示ディスプレイの活用についても現在進めているところではございますが、今後、他市町村の導入事例を参考にしつつ、当町の特性や町民等の利用のニーズを踏まえた最適な窓口DXの進め方について、総合的に判断をしていきたいというふうに考えております。

○議長（大越勇一君） 9番五十嵐辰雄君。

○9番（五十嵐辰雄君） どうも、よく理解しました。

昨年7月30日に臨時議会がありました。そこで町長は、七つのビジョンを公約に挙げました。その中で、現在困っている人、そして弱い立場の人に寄り添い、手を差し伸べるというのが私の政治信条でございまして、深い御理解を賜りますようお願いいたしますと、こういう所信を述べています。そういった町長の熱い期待に応えて、ぜひこういったものを、一人残らず、取り残されないようにしてください。

町長のお考えを質問して、終わります。

○議長（大越勇一君） 町長山崎誠一郎君。

○町長（山崎誠一郎君） ありがとうございます。まさに私の公約というか、これは多分私だけではなくて、政治を志す人は皆さんそうだと思うのですよ。困っている人をどうかしたい、何とかしたい、その思いを私も持っております。皆さんも多分お持ちだと思います。それに寄り添って、財源云々なんてことは言いません。それを言うと、財源があるから費用対効果とかと言うのですけれども、困っている人を何とかしたいという思いがなかったら、政治なんかやるべきではないと思っていますので、五十嵐議員がおっしゃったように、私もさらに肝に銘じて、これに取り組んでいきたいと思っております。

以上です。

○議長（大越勇一君） 五十嵐辰雄君の質問が終わりました。

暫時休憩します。再開を11時とします。

午前10時46分休憩

午前11時00分開議

○議長（大越勇一君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

2番通告、1番篠塚 敦君。

〔1番篠塚 敦君登壇〕

○1番（篠塚 敦君） 皆様こんにちは。議席番号1番篠塚 敦です。本日も利根町議会を傍聴いただきまして、ありがとうございます。最近少しずつ暖かくなり、春の足音が聞こえてきたように思われます。利根町の春といえば、町の木でもある桜、役場から土手にかけての桜並木はもちろんのこと、町の様々な場所に桜が咲きますので、ぜひ町を散策してみてください。3月28日、29日には、役場駐車場で「さくらまつり」も開催されます。皆さんお誘い合わせの上、御来場いただければと思います。

そのほか、まちの話題といえば、利根ニュータウンのチャレンジショップで出店されていた「ママとこc a f e」が卒業して、すぐお隣へ引っ越しされます。名前からお母さんと子供のためのカフェと思われるかもしれませんが、地域の人もたくさん来られていますので、御興味のある方はぜひのぞいてみてください。これは町のチャレンジショップの成功例になると思われるので、このような町の制度、施設を使い、利根町が活性化してくれればとてもうれしいです。

それでは、通告書に従いまして質問に入らせていただきます。

今回の私の質問は、大きく分けて3点です。

一つ目は、外国人留学生についてお聞きいたします。こちら、本来であれば「多文化共生について」と聞くべきではありますが、あえて「外国人留学生について」とさせていただきます。

今日の午後は、龍ヶ崎市で岡部賢士龍ヶ崎市議会議員が、そして、明日の午後は、茨城

県議会で坂本隆司県議会議員が、外国人留学生について一般質問をされます。利根町から始まった問題が周辺を巻き込んでしまっています。町でいろいろと対策を取っていただいているのですが、なかなか改善されないと感じております。私も本意ではありませんが、町民の方が改善されたと実感するまで何度でも質問し、改善策を練ってもらおうと考えていますので、よろしくお願いいたします。

二つ目は、個別避難計画についてお聞きいたします。個別避難計画とは、避難行動要支援者登録制度というもので、災害時、主に水害のときに、支援が必要な方にどうやって避難していただくかというものであります。これから夏、秋にかけて、台風やゲリラ豪雨など水害につながるが多くなるため、現在の状況をお聞きしたいと思います。

最後、三つ目は、マイナンバーカードについてお聞きいたします。カードの発行から10年がたち、昨年12月で従来の保険証も終わりになり、ますます皆さんの身近になるであろうマイナンバーカードの町での状況をお聞きいたします。

それでは、一つ目の外国人留学生についてお聞きいたします。

昨年12月の新聞報道、茨城県の緊急会見でびっくりされた方も多かったと思いますが、竜ヶ崎保健所管内の日本語学校で、結核の集団感染が発生しました。結核についての基礎知識として、過去の感染症ではなく、現在も日本で毎年1万人以上が感染する病気です。茨城県では大体200人台で推移しているそうです。その中身を見ていただくと、感染者の7割が60歳以上、そして20代の感染者の9割以上が外国人となっております。不安をあおるわけではありませんが、竜ヶ崎保健所管内で発生した日本語学校での結核集団感染という、断片的に出された情報には強く不安を覚えます。

もちろん、この件の管轄は竜ヶ崎保健所で、本来は県にお聞きすることを十分理解していますが、町民に安心して生活していただくためにも、発覚後の町の対応と感染者の経過が分かるようでしたらお聞かせください。

以降の質問は自席にて行わせていただきます。

○議長（大越勇一君） 篠塚 敦君の質問に対する答弁を求めます。

保健福祉センター所長山田博子君。

〔保健福祉センター所長山田博子君登壇〕

○保健福祉センター所長（山田博子君） それでは、篠塚議員の御質問にお答えいたします。

昨年12月に発生しました竜ヶ崎保健所管内の日本語教育機関での結核の集団感染につきまして、当町での把握した時期と内容について申し上げます。

当町では、12月18日の茨城県の報道で把握いたしました。報道内容では、事例の概要、患者発生の状況について公表されておりましたが、感染発生場所等の詳細につきましては報道されていませんでしたので、翌日の19日、当町の管轄保健所となる竜ヶ崎保健所に詳細の確認を行いました。しかし、保健所からは、報道資料の内容が全てであり、それ以上

の情報提供は得られませんでした。

そこで、当町の対応といたしましては、この報道により、当町にも日本語学校があることから町民の皆様の不安を解消するために、正確な情報提供を行うことを目的として、町公式ホームページに県の報道資料を掲載するとともに、結核の初期症状の対応方法、早期発見のための健康診断について周知を実施いたしました。

次に、感染者の経過につきましては、12月18日の最初の結核集団感染事例発生の報道の中に、患者に重症者はおらず、全員治療中であり、他者に感染させるおそれのある方はいない状況ですとされておりました。翌日の19日に竜ヶ崎保健所に詳細を確認した際に感染者の状況も確認いたしましたが、これ以上の内容は得られませんでした。このように、当町として把握しているのは、12月18日の報道内容が最終となっております。

以上でございます。

○議長（大越勇一君） 1 番篠塚 敦君。

○1 番（篠塚 敦君） 集団感染が発生してしまったものは仕方ないとして、今後も集団感染は発生する可能性があるものと考えます。

町は、防疫という観点から、どのような対策を講じていくのかお聞きいたします。

○議長（大越勇一君） 保健福祉センター所長山田博子君。

○保健福祉センター所長（山田博子君） 初めに、当町で行っている結核の感染予防対策としまして、三つの対策を基本に行っているところでございます。まず一つ目は、感染症法に基づいた定期健康診断の実施。二つ目として、予防接種法による、結核を予防するワクチンであるBCG接種の実施。三つ目として、結核に関する情報提供と正しい知識の普及を行っております。

一つ目の定期健康診断につきましては、65歳以上を対象に胸部のレントゲンを毎年実施しております。

二つ目の予防接種法によるBCG接種につきましては、1歳未満のお子さんを対象として実施しているところでございます。

三つ目の結核に関する情報提供と正しい知識の普及につきましては、町公式ホームページや広報紙等を利用して行っておりまして、毎年9月、結核・呼吸器感染症予防週間においては、マスク着用を含むせきエチケット、手洗い、換気などの基本的感染対策や予防接種の重要性、結核・呼吸器感染症に関する知識の普及・啓発を図っております。

次に、御質問の今後の集団感染に対する対策といたしましては、今回の日本語教育機関の集団感染発生報道により、町内にある外国人学生が通学する日本語教育機関や大学へは、茨城県保健医療部疾病対策課や結核研究所ホームページで公開されている外国人向けの電話相談や受診相談サービスについて情報提供していく予定でございます。また、結核集団感染対策については、日頃からの結核対策を意識し、組織として取組が重要でありますので、町公式ホームページにより周知していきたいと考えております。

結核は過去の病気というイメージをお持ちの方は少なくありませんけれども、今なお対策が必要な主要な感染症の一つでありますので、引き続き予防対策を丁寧に実施してまいります。

以上でございます。

○議長（大越勇一君） 1 番篠塚 敦君。

○1 番（篠塚 敦君） 町の対策はよく理解いたしました。保健所からの情報は断片的で、なかなか全てをオープンにして情報を発信していくのは難しいと思いますが、現在これだけ留学生の多い町ですから、管内で起きたことは自分の町のこととして、素早く正確な情報発信、適切な対応を取っていただければと思います。

では、次の質問に入らせていただきます。

4 月からの改正道路交通法で自転車への青切符が導入されます。青切符とは、いわゆる反則金で、皆さんが罰金と呼んでいるものです。最初にこの法律改正を見たときは、東京や大都市向けの法律と思いましたが、我が町にも自転車に乗っている方がたくさんいます。やはり外国人留学生です。既に警察や役場のホームページでは広く報知をしていただいておりますが、町内で自転車に最も多く乗っているであろう外国人留学生に知らせていかなければなりません。

そこで、外国人留学生に対してどのように周知をしていくのかお聞きいたします。

○議長（大越勇一君） 防災危機管理課長齊藤秀樹君。

○防災危機管理課長（齊藤秀樹君） 令和 8 年 4 月 1 日から道路交通法の改正によりまして、自転車の交通違反に対して交通反則通告制度、いわゆる青切符制度が導入されます。これまでは、自転車の交通違反は、いわゆる赤切符による刑事手続の処理が行われておりましたが、違反者と警察の双方にとって時間的、手続的な負担が大きいという課題がございました。また、交通違反で検挙され検察庁に送致されたとしても、結果として不起訴になることが多く、責任の追及が不十分であるという問題も指摘されておりました。

このため、自転車の信号無視や無灯火運転など、交通事故につながるおそれのある行為を抑止し、交通安全の確保を図るとともに、手続的な負担を軽減し、実効性のある責任追及を可能とするため、16 歳以上の自転車の運転者が行った反則行為に対し青切符が導入されるものでございます。

町の対応といたしましては、この青切符につきまして、先ほど篠塚議員からもお話がありました。本年 1 月に町公式ホームページに掲載したほか、明日発行されます広報とね 3 月号にも掲載しまして、町民の方々へお知らせいたします。

議員御質問の外国人留学生への周知についてでございますが、茨城県で作成していただきました青切符についての多言語版のチラシを活用しまして、学校へ周知を行い、学校を通じて外国人留学生へ周知をしていただくようお願いしたいと考えております。

以上でございます。

○議長（大越勇一君） 1 番篠塚 敦君。

○1 番（篠塚 敦君） ありがとうございます。反則金を取ることによって、自転車マナーの向上と交通ルールの遵守となることを期待しております。速やかな周知をお願いいたします。これはもちろん留学生だけではなく、利根町に住む方全てが対象ですので、みんながルールを守って、安心な町にしていきたいと思います。

次の質問に入らせていただきます。

日本人はとても衛生的で、他人に気遣いをできる民族です。この気遣いを最近できない方もちらほらいますが、おおむね他人を思いやることができ、他人が嫌がることを想像できます。文化の違いといえそうですが、現在多く利根町に住んでいる留学生には、その気持ちが薄いと感じられます。住居敷地内へのごみの放置、カップラーメンやジュースの排水、外で散髪をして切った髪の毛はどうしているのかなど、いろいろなお話をお聞きします。また、これから暖かくなれば、窓を開けての会話などで騒音などの問題がまた増えてくると考えます。

これらはマナーの問題で、法律では規制できないものだと思いますが、町民の生活環境を守るために何か対策はないのかお聞きいたします。

○議長（大越勇一君） 生活環境課長雑賀正幸君。

○生活環境課長（雑賀正幸君） それでは、お答えをいたします。

外国人留学生の住居敷地内でのごみの放置や騒音問題につきましては、何度か御連絡をいただいております。町としても認識はしております。特に外国人留学生の生活環境が周囲の住民に及ぼす影響を未然に防ぐため、適切な対策を講じることは重要と考えております。

まず、議員御指摘のとおり、現行の法律においては、個人宅におけるごみの放置や騒音の発生について個別に規制するのは難しい状況でございます。ごみの放置につきましては、ごみとしての定義も人それぞれ違いますし、原則としてその敷地の所有者や管理者の責任に委ねられております。個人の敷地内であれば、所有者がごみを適切に処理する義務を負っております。夜中に大声で騒ぐなどの騒音については、一般家庭から発生する話し声やピアノ、テレビの音などの生活音は、同じ音であっても、全く気にならない人、不快に感じる人、逆にピアノの音を心地よく感じる人、その人の感覚によって大きく考え方が異なります。そのようなことから、生活騒音は法律などの規制の対象となっていないため、当事者間の話し合いで対応することとなります。騒音で近隣の方が不快に感じているとの連絡を受けた際は、留学生を受けている学校と警察にもお知らせをし、情報共有をしております。

町民の皆様が快適で安全な生活を送ることができるよう、受け入れている学校側が責任を持ち、授業のカリキュラムに生活指導を加える等適切な生活指導を学校主体で行うよう要請し、現在、生活指導につきましては学校で実施しているところでございます。町とい

たしましても、実施主体は学校でございますが、学校と連携をしながら、住みよい環境づくりに努めてまいりたいと考えております。

○議長（大越勇一君） 1 番篠塚 敦君。

○1 番（篠塚 敦君） どうしても町に聞くこと、お願いすることが多くなりますが、大学や専門学校がまず指導することが大切だと私も考えております。ぜひ、大学、専門学校へ指導の必要性を強く訴えていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

では、続きまして、個別避難計画についてお聞きいたします。

皆様、個別避難計画というものを御存じでしょうか。利根町では避難行動要支援者登録制度といいます。個別避難計画は、名称のとおり個人ごとに作った避難計画です。

まずは皆さんにより認知していただくためにも、計画の概要、対象者、対象人数をお聞きいたします。

○議長（大越勇一君） 福祉課長服部 豊君。

○福祉課長（服部 豊君） 避難行動要支援者名簿は、災害対策基本法の改正により平成25年に作成が義務化され、また、令和3年の改正により、避難行動要支援者に対して避難支援等を行うための個別避難計画を作成することが市町村の努力義務となりました。当町でも避難行動要支援者登録制度を設置し、平成26年度から名簿の作成と個別避難計画の登録を実施しております。

この避難行動要支援者名簿に登録される方は、利根町地域防災計画にも記載されているとおり、要介護認定3から5を受けている方、身体障害者手帳1級と2級を所持している方、療育手帳を所持している方、精神保健福祉手帳を所持している方、65歳以上の独り暮らしで名簿に掲載を希望する方でございます。

個別避難計画に記載する内容ですが、詳細な本人情報の項目として、会話、移動手段、医療及び看護、精神状態などの記載が必要です。また、緊急連絡先、避難支援者、担当民生委員、避難所までのルートを記載することになっています。

この個別避難計画を作成することで、災害時に御自分を支援してくれる方がどなたなのか改めて確認でき、自助や共助における災害への備えの制度となっております。

令和8年2月末の避難行動要支援者の対象者は859人でございます。

以上でございます。

○議長（大越勇一君） 1 番篠塚 敦君。

○1 番（篠塚 敦君） ありがとうございます。

この計画、茨城県の各市町村で作成率に大分開きがあり、100%作成が完了している自治体もあれば、ほとんど作成していない自治体もあります。利根町は昨年4月1日の時点で24.23%となっております。

災害時に支援が必要な方が支援を受けられるには、計画が出来上がっていることが重要です。現在の利根町の計画の進捗をお聞きいたします。

○議長（大越勇一君） 福祉課長服部 豊君。

○福祉課長（服部 豊君） 現在の利根町の個別支援計画の登録の進捗状況でございますが、町全体での避難行動要支援者数は、対象人数が859人で、個別避難計画の登録人数が258人、残りの約600名の方につきましては、個別避難計画の登録の依頼の案内を通知しましたが、御返事がなかったり、登録したくないという方がほとんどでございます。このような方々につきましては、御家族の方や御近所の方で避難の支援をしていただくことと認識しております。

これまでも、令和7年4月に茨城県から、洪水・土砂災害のハザードマップ内の要支援者の方の個別支援計画の登録について整備を急ぐよう指導がありましたので、未提出者に登録のお願いの通知や自治会にも現状の説明をしております。

以上でございます。

○議長（大越勇一君） 1番篠塚 敦君。

○1番（篠塚 敦君） ありがとうございます。

それでは、計画が出来上がっているということでよろしいのでしょうか。

○議長（大越勇一君） 福祉課長服部 豊君。

○福祉課長（服部 豊君） 町の認識としましては、一応通知をし、督促をしておりますので、提出されていない方に関しましては、御自分で逃げる方策を考えていらっしゃるということで認識しております。

以上です。

○議長（大越勇一君） 1番篠塚 敦君。

○1番（篠塚 敦君） 理解いたしました。

それでは、災害時にこの計画がどのように実行されるか、また、どのような方が支援者となっているのかをお聞きいたします。

○議長（大越勇一君） 福祉課長服部 豊君。

○福祉課長（服部 豊君） 避難行動要支援者の名簿の制度として、避難行動要支援者管理システムに登録してある個別避難計画書については、災害時、停電も考えられますので、印刷した計画書を平常時から役場福祉課のキャビネットに保管し、また、民生委員、警察署、消防署、社会福祉協議会へ名簿の情報を共有しております。そして、自治会などで個人情報取扱いの同意が得られた区に対しても名簿の情報を共有しております。

このように、災害時には、計画書に書かれている支援者や民生委員、自治会の方などで要支援者の安否確認を行うことになっております。また、行政におきましても、災害対策本部の福祉対策部職員において電話連絡等の安否確認を実施いたします。

そして、どんな方が支援者なのかという御質問ですが、ここでは支援者として申し上げますが、支援者は原則、計画書等に記載されている方となりますが、同居の家族や近くに住む親族、近隣住民や友人、知人、民生委員などとなっております。

以上でございます。

○議長（大越勇一君） 1 番篠塚 敦君。

○1 番（篠塚 敦君） ありがとうございます。登録して安心して終わらず、必ず自助も考えて、また、余裕のある方は近所の方も気にしてあげられるようになるのかなと思いました。

それでは、最後の質問はマイナンバーカードについてお聞きいたします。

昨年12月でカードの健康保険証が終わり、ますます皆さんの身近になったと思われるマイナンバーカードですが、利根町での普及率はどれくらいあるのでしょうか、お聞きいたします。

○議長（大越勇一君） 住民課長渡辺泰幸君。

○住民課長（渡辺泰幸君） 利根町民のマイナンバーカードの保有枚数は、令和8年1月末時点になりますが1万2,860枚で、人口に対する保有枚数率は83%となっております。

町民の約8割の方がマイナンバーカードを所持されている状況であり、県内44市町村の中では8番目に高い保有枚数率となっております。

以上です。

○議長（大越勇一君） 1 番篠塚 敦君。

○1 番（篠塚 敦君） 今外国人の方がたくさん引っ越されてきてますが、その方はマイナンバーカードはお持ちなののでしょうか、お聞きいたします。

○議長（大越勇一君） 住民課長渡辺泰幸君。

○住民課長（渡辺泰幸君） マイナンバーカードは、日本の方だけではなく、外国の方も日本に住民登録のある方は皆さんつくることができます。利根町で申しますと、今外国人留学生の方が非常にたくさんいらっしゃいまして、外国人の留学生の方もマイナンバーカードをつくられる方が非常に多くいます。

全員ではないのですが、日本に入国してきて、日本ウェルネススポーツ大学であったりとか利根国際学院であったりとかに入学する学生の方の、何割とかまでははっきり分からないのですが、半数以上の方はマイナンバーカードを今所持しているような状況でございます。

以上です。

○議長（大越勇一君） 1 番篠塚 敦君。

○1 番（篠塚 敦君） ありがとうございます。

マイナンバーカードができて10年になりますが、マイナンバーカードは10年で更新の時期になります。以前マイナポイントがもらえるときに作った方も、そろそろ5年になり、電子証明書が更新になります。私のカードもそろそろ5年になると思うのですが。

町民への周知はどのように行っているのかお聞きいたします。

○議長（大越勇一君） 住民課長渡辺泰幸君。

○住民課長（渡辺泰幸君） マイナンバーカードの有効期限は、18歳以上の場合は発行から10回目の誕生日までとなっております。また、マイナンバーカードに登載されている電子証明書は、発行から5回目の誕生日で更新が必要となります。

マイナンバーカードや電子証明書の有効期限を迎える方には、期限の3か月前頃に国の機関から直接封書で御本人宛てに有効期限通知書が届きます。

マイナンバーカードの更新の方には、更新の申請書と返信用封筒が同封されていますので、必要事項を記入の上、写真を貼り、郵送していただければ申請は完了です。また、通知書に記載されている申請書IDまたはQRコードを利用して、パソコンやスマートフォンから申請することも可能です。

電子証明書の更新の方は役場での更新手続きが必要となりますので、マイナンバーカードを持参いただき御来庁いただきます。更新の手続きは有効期間満了日の3か月前から可能となっているため、通知が届いた方はその日から手続きをすることができます。

周知方法としましては、今御説明したように、更新が必要な方に対して直接通知が届くことと、各種電子申請を行うときに利用するマイナポータルへログインした際にも更新の案内が表示されます。また、マイナ保険証として利用されている方には、医療機関の受付窓口にあるカードリーダーでも更新の案内が表示されますので、いずれかのタイミングで更新時期を察していただければと思います。

なお、更新手続きの案内につきましては町公式ホームページでも御案内しておりますので、併せて御確認いただければと思います。

以上です。

○議長（大越勇一君） 1番篠塚 敦君。

○1番（篠塚 敦君） 普及率が限りなく100%に近づけば、行政側も町民も様々なメリットがあると思われます。

現在、国から物価対策として重点支援地方交付金が来ていますが、これらも素早く、しかも通信運搬費をかけずに皆様の下へ届けられます。また、今日も確定申告にたくさんの人が来られていますが、マイナンバーカードとマイナポータルを使えば、e-taxで自宅からいつでも申告が簡単にできます。

そこで、町が普及率を上げるために行っていることをお聞きいたします。

○議長（大越勇一君） 住民課長渡辺泰幸君。

○住民課長（渡辺泰幸君） マイナンバーカードは公的な身分証明書として利用できるほか、コンビニでの住民票や印鑑登録証明書などの取得、オンラインでの確定申告や各種の行政手続、緊急時の公金の受取など、1枚で多様な手続ができるメリットがございます。また、健康保険証は令和7年12月から紙の保険証が廃止され、マイナンバーカードと一体化したマイナ保険証となりました。このマイナ保険証は、医療機関や薬局で過去の診療記録や薬の処方記録を確認することで、正確なデータに基づく診療や調剤を受けることがで

きます。

このように、様々な恩恵を受けることができることから、1人でも多くの町民の方にマイナンバーカードを所持していただければと思っております。その取組として、町では、申請手续をするのが困難な方や手続方法が分からないという方のために、職員が御自宅を訪問し、写真撮影と申請書類の作成をサポートする戸別訪問申請を行っております。戸別訪問申請は、75歳以上の方または病気や身体障害、介護認定を受けているなどで役場に来庁することが困難な方を対象としております。出来上がったマイナンバーカードは、御自宅に郵便でお届けいたしております。

また、そのほかに、日本語学校に通う外国人留学生もマイナンバーカードを希望する方が増えていることから、学校へも訪問し、希望する学生の申請をまとめて受け付ける取組も行っております。

このほかの取組としましては、マイナンバーカードを申請する方が増えていることに伴いまして、仕事や学校などで平日にマイナンバーカードを受け取りに来ることが困難な方も増えております。そのため、昨年6月から、毎月2回、日曜日に窓口を開設し、カードを受け取っていただけるよう取り組んでおります。開設時間は8時30分から12時までの午前中となりますが、日曜日に受け取れて助かるという声もいただいております。

今後も、町民の方が1人でも多くマイナンバーカードを所持できるよう取り組んでまいります。

以上です。

○議長（大越勇一君） 1 番篠塚 敦君。

○1 番（篠塚 敦君） 執行部の皆様、丁寧な答弁ありがとうございました。

以上で質問を終わらせていただきます。

○議長（大越勇一君） 篠塚 敦君の質問が終わりました。

暫時休憩します。再開を13時30分とします。

午前 1 1 時 3 4 分休憩

午後 1 時 3 0 分開議

○議長（大越勇一君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

ただいまの出席議員は10名です。

通告順に一般質問を行います。

3 番通告，7 番新井邦弘君。

〔7 番新井邦弘君登壇〕

○7 番（新井邦弘君） 皆さんこんにちは。3 番通告，7 番新井邦弘です。議長のお許しをいただき、一般質問に入る前に一言申し上げます。

今、日本は転換点にあります。安全保障，経済，人口構造，社会保障，いずれも従来の

延長線では立ち行かない段階に入っています。地方自治体も例外ではありません。限られた財源の中で、何を守り、何を改めるのか、議会の責任は極めて重いものがあります。だからこそ、本日は抽象論ではなく、具体策と覚悟をお聞きしたいと思います。

それでは、1番目の質問に入らせていただきます。

本町は、人口減少の進行、社会保障費の増加、さらには物価高騰への対応など、多くの課題を抱える中で予算編成が行われました。限られた財源の中で、どの分野に重点を置き、どの事業を見直すのか、その判断は今後の町の将来を大きく左右するものであります。

1番目の質問として、今回の予算編成に当たり、町長が最も重視した政策は何か、また、選択と集中はどのような基準で行われたのか伺いたいと思います。

ほかの質問は自席で行います。

○議長（大越勇一君） 新井邦弘君の質問に対する答弁を求めます。

町長山崎誠一郎君。

〔町長山崎誠一郎君登壇〕

○町長（山崎誠一郎君） それでは、新井議員の御質問にお答えいたします。

令和8年度予算編成につきましては、将来を見据えた持続可能な行政運営の実現に向け、将来世代につなぐ持続可能な財政運営の確立、そして、人口減少、高齢化に対応した地域活力・福祉の充実、また、地域経済の再生と新たな産業の創出、安心・安全な生活を守る防災・減災対策、デジタル化の推進と行政サービス改革と、この五つの方針に基づいて、限られた財源を最適配分に努めていただきたいと通知をいたしました。

住民の皆様に確かな安心と未来への希望を届ける令和8年度予算の実現を目指し、各課においては、職員一人一人が創意工夫を凝らし、将来を見据えた予算編成に取り組むよう指示をしたところでございます。各課からの予算要求を踏まえ、限られた財源を有効活用できるよう、財政課において全課ヒアリングを実施し、必要に応じて現地確認を実施しております。

予算査定作業におきましては、収支のバランスを見ながら、そして、事業の緊急性、必要性、公益性などを考慮し、総合的に優先度が高いと判断される事業を採択させていただきました。

ほかに、当然のことながら私の公約を踏まえて、今新井議員がおっしゃいましたように、覚悟を持って利根町を何とかしたいと、今までのような利根町ではなくて、元気な利根町にするために、覚悟を持ってつくったつもりでございます。ちょっと滑舌が悪くて申し訳ないのですが。覚悟が必要ですので、それを踏まえてやったつもりでございます。

○議長（大越勇一君） 7番新井邦弘君。

○7番（新井邦弘君） 町長にいろいろな話を聞いていましたけれども、限られた財源の中で、何を新たに行うかと同時に何を見直したのか。

そこで、今回の予算編成において縮小または廃止した事案は具体的にどの程度あったの

か、また、そのときの判断基準はどのようなものなのか、改めてお伺いしたいと思います。

○議長（大越勇一君） 町長山崎誠一郎君。

○町長（山崎誠一郎君） 新井議員おっしゃるように、利根町は非常に財源が厳しいです。今に始まったことではないのですが、その財源をどう有効活用するかと、何が必要で、何が切れる材料かと、そういったものも含めて精査をするのは当然でございます。

何が必要かと、いわゆるプライオリティーですね、優先順位をつけて、福祉なのか教育なのか防災なのかと、そういったところを判断基準にして予算を配分したつもりでございます。

以上です。

○議長（大越勇一君） 7 番新井邦弘君。

○7 番（新井邦弘君） 具体的な事案というか。そうすると、この間の予算編成のときに、議会のほうに予算の説明がありましたので、その点は一応私のほうも全部把握してるつもりです。分かりました。

それでは、2 番目の質問です……。

○議長（大越勇一君） 町長山崎誠一郎君。

○町長（山崎誠一郎君） 今私がお答えしたのですけれども、これから予算特別委員会が開かれると思いますので、そこで、さらに具体的な細かいことまで説明ができるものと思っておりますので、その際に質問していただきたいと思います。

○議長（大越勇一君） 7 番新井邦弘君。

○7 番（新井邦弘君） それでは、財政調整基金の現在高と今後の見通しについてお尋ねします。

基金の取崩しが常態化すれば、将来世代への負担増につながります。本町の財政運営が持続可能であると言えるのか、町の認識をお伺いします。

○議長（大越勇一君） 町長山崎誠一郎君。

○町長（山崎誠一郎君） 財政調整基金、非常に最重要案件というか、基準となるものがございますので、そこを気をつけて予算をつくったつもりでいます。

現在高でございますが、令和 7 年 12 月定例会、12 月の議会が終わった後は 5 億 3,165 万 1,000 円でございます。令和 8 年 3 月定例会後、後というか今やっているところなのですが、これが終わった時点で 5 億 6,155 万円となっております。

今後の見通しなのですが、財政調整基金の適正額、これは標準財政規模の 10% 程度とされておりまして、本町の標準財政規模から割り返しますと 4 億円から 5 億円というのが適正額だと言われております。今後も、この適正規模を維持して財政運営を行ってまいります。4 億円から 5 億円が適正ということで、今回、この 3 月の定例会が終わりますと 5 億 6,155 万円ということです。

また、特定目的基金につきましては、将来的に明確な使途が決まっているものについま

しては、今後も計画的に積立てをしてまいりたいと思っております。地域福祉基金など広く地域の福祉対策に関わる事業を対象としている基金につきましては、事業拡充や新規事業など積極的に有効活用してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（大越勇一君） 7番新井邦弘君。

○7番（新井邦弘君） 財政調整基金については一定の残高があるということの答弁でしたけれども、今後取崩しを前提とした財政運営が続く場合、将来的な財政硬直化が懸念されると思います。

ですから、5年後、10年後を見据えた基金水準の目標、いわゆる最低ラインですかね、確保ラインを設定しているのか、町の考えをお聞きしたいと思います。

○議長（大越勇一君） 町長山崎誠一郎君。

○町長（山崎誠一郎君） 4億円から5億円は、まず、いわゆる基準となるもの、これは維持していきたいなと思っておりますが、私も午前中の答弁やら政策の話をいつもしております。ただ、利根町を元気にする施策というのはこれから必要になってくると思うのです。そうした場合には、これでやりくりするか、それとも補助金をもらうか、それも、県はなかなか厳しいという状況なので、国から補助金をもらいたいという思いを持っております。

そのための、今回付議しました副町長の案件でございます。一緒に補助金を活用というか頂ける方法を考えていただけるようお願いして、そしてもらって、町の元気になる施策をやり遂げたいという思いで、今まで実績のある副町長を今回提案させてもらったつもりでおります。

この財政調整基金、何度も言いますが、既定のところは維持しつつ、ただし、必要なときは出して、少しぐらい減るかもしれませんが、それをしっかり把握しながら、そして、新しい副町長、あと議会の皆様、そして行政と、一体となって利根町を元気にしていきたいと考えておりますので、御理解というか、そういう考えということを理解していただきたいと思います。

○議長（大越勇一君） 7番新井邦弘君。

○7番（新井邦弘君） そうですね、補助金をいかに国から本町に、引っ張ってくるというとおかしいのですけれども、予算をつけていただくかということは、今後の厳しい利根町の財政にとっては非常に有力な、補助金の確保ということだと思います。現にこの間の補正予算の説明で、下水道課で国の補助金で1,600万円の減額補正がありましたよね。それだって、本当は国の指導であったにもかかわらず、国のほうがそれを下げたので減額補正で1,600万円下がったような経緯もありますので、その点も踏まえて、やっぱりそういった補助金をいかに活用できるかということを、これからは皆さんと共に考えていきたいなと思います。

それでは、3番目の、行政DXやAI活用などによる業務効率化を進めることで歳出削減や行政サービス向上をどのように図っていくのか。今後の基本方針を伺います。

○議長（大越勇一君） 政策企画課長布袋哲朗君。

○政策企画課長（布袋哲朗君） それでは、お答えをいたします。

令和8年度の当初予算におきましては、新たな行政のデジタル化、AI活用についての予算は計上しておりませんが、令和7年3月に策定いたしました「利根町DX推進計画」の基本方針の一つに行政のデジタル化による事務の効率化を掲げ、業務プロセスを改革し、デジタル技術の活用により行政事務の効率化を進め、この効率化により、人的資源をデジタルでは補えない住民への直接的なサービスヘシフトさせ、質の高い行政サービスを実現していくことを目指してございます。

AIの活用につきましては、事前通告により次の質問でお答えをさせていただきたいと思いますが、行政のデジタル化につきましては、前回の一般質問では、「書かない窓口」サービスの導入や、今定例会では、五十嵐議員より「耳が不自由な方への音声文字サービスを」といった御質問をいただいております。五十嵐議員の先ほどの一般質問でもお答えをさせていただきましたが、現在、当町におきましては、ICTアドバイザーの支援の下、窓口DXの第一歩として窓口利用体験調査を実施し、受付時間や対応状況等について住民の目線での把握に努めております。これにより、目指すべき窓口の在り方を整理し、今後、具体的な施策検討につなげていく取組を今行っているところでございます。

以上でございます。

○議長（大越勇一君） 7番新井邦弘君。

○7番（新井邦弘君） 2番目の質問でDXについては詳しく設問させていただいたので、その時また答弁をお願いします。

小規模自治体では、本町こそ人的支出を伴う手段として、私は早期導入が重要だと考えております。将来世代に過度な負担を残さない財政運営こそ、今を担う私たちの責任であります。本町の持続可能な発展のため、より具体的な計画と実行を求め、次の質問に移らせていただきたいと思います。

利根町における行政でのAI活用について。

国・県を含め、自治体における生成AI、対話型AIの活用が急速に進んでおります。文書作成、庁内業務の効率化、職員不足対策、防災・防犯分野での活用など、AIの導入は、人口減少が進む中で行政の質とスピードを維持する上でも極めて重要なテーマとなっております。

利根町でも今後の行政運営においてAI技術をどう位置づけ、どの分野から導入を進めるのか、町の方針を明確に示す必要があると考えます。本町におけるAI活用の現状についてお伺いします。

○議長（大越勇一君） 政策企画課長布袋哲朗君。

○政策企画課長（布袋哲朗君） それでは、お答えをいたします。

当町におけるA Iの活用状況につきましては、現在、会議において使用する議事録作成支援システム及び窓口で使用しておりますA I翻訳機を導入しているところでございます。

議事録作成支援システムにつきましては、会議録作成業務の効率化を目的として導入したものであり、A I音声認識機能により会議で発言された内容を即時に文字起こしすることができ、発言者の識別、自動要約等が可能となっております。本システムにつきましては、スタンドアロンにて使用しており、外部ネットワークと接続しない運用としていることから、情報漏えいのリスクを最小限に抑えつつ、今全庁的に活用しているところでございます。

次に、A I翻訳機につきましては、窓口における外国籍の方への対応を円滑に行うことを目的として導入をしております。言語ごとに最適な翻訳エンジンを活用し、クラウド上の最新エンジンを用いて高精度な翻訳を行うものでございます。

以上でございます。

○議長（大越勇一君） 7番新井邦弘君。

○7番（新井邦弘君） それでは、庁内業務の効率化に向けたA Iの活用についてはどうなのでしょう、お伺いします。

○議長（大越勇一君） 政策企画課長布袋哲朗君。

○政策企画課長（布袋哲朗君） それでは、お答えいたします。

庁内業務の効率化を目的としましたA Iの活用につきましては、現在導入しております、先ほど申し上げました議事録作成支援システムのほか、生成A Iを活用した文書作成支援や内部問合せ対応のA I化などが想定されるところでございます。

生成A Iによる文書作成支援につきましては、各種文書の作成支援や文書の要約・校正、画像生成やアイデア出しなどへの活用が見込まれます。これによりまして、文書作成に要する時間の短縮や情報整理・要約の迅速化が図られるとともに、政策立案や企画業務において発想の補助としても有効であると考えております。

また、職員からの内部問合せ対応のA I化につきましては、庁内の条例や規則、各種マニュアル等をA Iに学習させることにより、人事制度、財務手続、情報システム関連など、職員からの内部問合せに対応し、自動的に回答する仕組みの構築が考えられます。これにより、問合せ対応に要する時間の削減が期待できるほか、庁内に蓄積されましたノウハウや情報の共有・可視化が進み、新規採用職員や異動後の職員の業務習熟の効率化にもつながることが期待されております。

今後につきましては、情報セキュリティや個人情報保護への十分な配慮を前提としつつ、業務の効率化と行政サービスの質の向上の両立を図る観点から、費用対効果や運用体制を慎重に検討しまして、段階的にA Iの活用について検討を進めていきたいと考えております。

○議長（大越勇一君） 7 番新井邦弘君。

○7 番（新井邦弘君） それでは、住民サービスの向上における A I 導入の可能性なのですが、すけれども、この近県では守谷市で「書かない窓口」「待たない窓口」を目指したプロジェクトチームを設置して、住民サービスの質の向上に努めているというような話も聞きましたけれども。

本町では、繁忙期の窓口混雑や職員の対応負担軽減を狙った取組に対して、これを今後導入する意向はどのようなのでしょうか。ありますか。

○議長（大越勇一君） 政策企画課長布袋哲朗君。

○政策企画課長（布袋哲朗君） 今すぐというわけではないのですが、今現在、住民サービスの向上を目的としまして、A I 導入につきましては、令和 7 年度に策定いたしました「利根町 D X 推進計画」において、デジタルを活用した行政サービスの利便性向上、こちらを基本方針の一つとして位置づけております。

その具体的な取組内容としましては、A I チャットボットによる問合せ対応の導入や、デジタルサイネージを活用した総合案内機能の充実、A I を活用した電話対応についての調査・検討など、そういうものを掲げておりまして、将来的な導入を視野に入れ検討を進めていくこととしております。

国内の自治体におきましては、A I チャットボットを導入・活用し、住民からの問合せ対応を自動化する事例が増加しております。複数の言語で行政情報にアクセスできるシステムの整備や、各種手続、制度に関する質問への自動回答サービスの提供など、日常的な情報提供や相談支援の充実が図られているところでございます。

一方で、A I チャットボットの導入につきましては、設計段階における十分な検討が極めて必要であると考えております。具体的には、導入の目的の明確化、対象業務の適切な選定、学習データの整理・精査、さらには運用・更新体制の整備など、事前に十分な検討と検証を行う必要がございます。

町といたしましては、こういう点を踏まえまして、他の D X 推進施策とともに、住民サービスのさらなる向上に資する A I 活用について慎重に検討を進めてまいります。

先ほど五十嵐議員の質問でもお答えしたのですが、他市町村ではいろいろな取組を行っております。利根町におきましても、1 事業に対して 1 回しか使えないというような事業でございますので、その辺は十分に精査をして、できるだけ経費がかからないような形で、1 回でシステムが導入できればというふうには考えておりますので、もうしばらくお時間を頂ければと思っております。

以上でございます。

○議長（大越勇一君） 7 番新井邦弘君。

○7 番（新井邦弘君） それでは、防犯・防災分野での A I の活用についてはいかがでしょう。

○議長（大越勇一君） 防災危機管理課長齊藤秀樹君。

○防災危機管理課長（齊藤秀樹君） 防災・防犯分野におけるA Iの活用でございますが、まず、防災分野につきましては、国及び各都道府県におきまして、防災D Xの推進の下、A Iデータの分析技術を活用した災害対応力の強化や、災害時における情報共有の体制の高度化に向けた実証実験が進められております。

事例を申し上げますと、気象予測や降雨量及び河川の水位データを活用した浸水予測のほか、地震発生時の観測データを基に被害の規模を迅速に推計する実証実験も行われているところでございます。

当町におけるA Iの活用事例といたしましては、国が提供する国管理河川の洪水危険度の分布を示す「水害リスクライン」や、洪水警報の危険度分布を示す「洪水キキクル」などの各種システムを活用し、気象情報、河川水位、降雨量などのデータを総合的に把握し、避難情報を発信する際に判断材料として活用しております。

次に、防犯分野でのA Iの活用でございますが、警察及び各都道府県におきまして、A Iの学習能力を活用した犯人の車種判別機能の実証実験や、任意の対象者の顔画像を加齢処理し、加齢による顔の変化の推定システムの開発及び活用、A Iカメラシステムによる異常行動検知等の実証実験が行われております。

当町が独自にA Iのシステムを導入することにつきましては、初期設定やデータの整備、職員のシステム操作の習得などの課題があるほか、費用の観点からも慎重な検討が必要であり、現時点においては直ちに導入する状況にはないものと考えております。

今後につきましては、A I技術の進展や国及び県などの先進事例の動向を注視しながら、当町の実情に即した効果的な活用方法を模索し、防災・防犯体制のさらなる強化に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（大越勇一君） 7番新井邦弘君。

○7番（新井邦弘君） そういった活用をする際に、個人情報保護とリスク対策についてはどういうふうに考えているのでしょうか。

○議長（大越勇一君） 政策企画課長布袋哲朗君。

○政策企画課長（布袋哲朗君） A Iの活用におきましては、個人情報保護及びリスク対策につきまして、利根町情報セキュリティポリシーに基づきリスク管理を実施してございます。同ポリシーに基づく自己点検を定期的の実施し、職員へ周知徹底を図っているところでございます。

さらに、デジタル庁に設置されておりますデジタル社会推進会議幹事会から令和7年3月25日付で発出されました「C h a t G P T等の生成A Iの業務利用に関する申合せ」、こちらにおきましては、C h a t G P Tのような不特定多数の利用者に対して提供する定型約款や規約等への同意のみで利用可能となるクラウドサービスでは、セキュリティー対

策やデータの取扱いなどについて特別な扱いを求めることができない場合が多く、必要十分なセキュリティー要件を満たすことが一般的に困難であることから、要機密情報を取り扱うことはできないというふうにされております。

この点につきましては、当町の情報セキュリティポリシー対策基準におきましても同様の考え方を示しておりますので、業務上取り扱う情報資産の分類に応じた適切な管理を徹底してまいります。

また、生成ＡＩにつきましては職員が個人利用するケースも想定されることから、令和８年度中を目途に、ＡＩの利用に関するガイドラインを整備し、利用範囲や禁止事項、情報の取扱基準等を明確化することで、安全かつ適正な運用を図ってまいりたいと考えております。

○議長（大越勇一君） ７番新井邦弘君。

○７番（新井邦弘君） 本町の今後のＡＩ活用方針ですよね、この近辺では取手市が２０２４年８月から議会の答弁用の作成支援に特化した生成ＡＩサービスを実験で導入してるらしいのですよ。こうやって一般質問で我々議員が詳細に質問してるわけですけども、その業務としては、かなり皆さん、課長ほかいろいろな職員も大変だと思うのですけれども。

そういう点に関しても、今後のＡＩ活用に対してどういうふうに思われているのかお聞きしたいと思います。

○議長（大越勇一君） 政策企画課長布袋哲朗君。

○政策企画課長（布袋哲朗君） 今のところ、どういうものを具体的に入れるかというのは検討してるところでございますが、基本的な考え方としましては、まず効果が明確であり、かつ、情報セキュリティの確保が図られる分野から段階的に導入を進めることが重要であると認識しております。

具体的には、庁内業務における文書作成支援や情報整備、定型的な問合せ対応など、業務効率化につながる分野についての検討を行い、その結果を検証しながら拡大していくことが当町においては望ましいのかなというふうに考えております。

あわせて、導入に当たっては、先ほど申し上げました目的の明確化、対象業務の選定、運用ルールの整備、個人情報保護や情報セキュリティ対策の徹底を前提とし、職員の適切な活用を促進するための研修やガイドラインの整備、こちらも整備を進める必要がございます。

町といたしましては、ＡＩをあくまでも業務を補完する支援ツールとして位置づけまして、行政サービスの質の向上と職員の業務効率化、こちらの両立を図りながら、慎重に活用の検討を進めてまいりたいと考えております。

○議長（大越勇一君） ７番新井邦弘君。

○７番（新井邦弘君） 全く僕も同じ考えです。ＡＩ活用というのは目的ではないのですよね。町民サービス向上と業務効率化のための手段だと思います。ですから、人的資源が

限られた本市にとっては、AIは職員を補充する有効な手段となります。持続可能な行政運営のため、積極的な活用を共有し、次の質問に移ります。

3番目、カスタマーハラスメント防止について。

近年、行政窓口を含む公共機関において、職員に対する暴言、過度な要求、長時間の執拗なクレームなど、いわゆるカスタマーハラスメントが全国的に増加しています。利根町においても、窓口や電話対応などの場面で住民からの不当要求や迷惑行為に職員が悩まされている実態があると聞いています。職員の心理的負担の増大は、職場環境の悪化だけではなく行政サービスの質にも影響し、結果として町民全体の不利益につながるおそれがあります。

こうした背景を踏まえ、利根町としての明確な姿勢を示すため、カスタマーハラスメント防止に関する条例または防止指針の策定を検討すべきではないかと考えます。

本町では、職員が住民から受けた迷惑行為、暴言、不当要求などをどのように集約・把握しているのか、また、過去数年の事例件数や傾向について、町としての認識を伺います。

○議長（大越勇一君） 総務課長松本浩睦君。

○総務課長（松本浩睦君） まず初めに、職員が住民から受けた迷惑行為、暴言、不当要求などをどのように集約・把握しているかについては、カスタマーハラスメントの事案にかかわらず、トラブルや問題等が発生した場合には、担当課長から総務課長である私へ報告する運用となっております。その後、私が町長へ報告することとなっております。

次に、過去のカスタマーハラスメントの事例件数については把握はしておりませんが、カスタマーハラスメントと思われる事案が何件か発生していることは認識しております。

以上です。

○議長（大越勇一君） 7番新井邦弘君。

○7番（新井邦弘君） 2番目の質問ですけれども、今課長が言ったように、そういう対応ができていますのですね。エスカレーションルールというのがありますけれども、窓口で起きた問題はすぐに上司に行って、上司から最終的に町長に行くというようなことで、この2番目の質問は割愛します。

3番目の、必要に応じて、例えば警察への通報、同行を行う体制は確保されているのか伺います。

○議長（大越勇一君） 総務課長松本浩睦君。

○総務課長（松本浩睦君） 現在も、カスタマーハラスメントに限らず、何かトラブルがあって身の危険等があるような場合は、管理職の判断で警察への通報は行うことになっておりますが、現在策定中のカスタマーハラスメント対応マニュアルには、退去要求の流れとして、その対応の仕方を示す予定でございます。

その流れとしましては、まずは管理職の状況確認により、公務に支障が生じるような場合は退去要求をします。それでも従わない場合は、警察に通報することとします。ただし、

明らかな犯罪行為があるなど危険性や緊急性が伴う場合は、退去要求を行わずに直ちに警察に通報するような流れを示す予定であります。

以上です。

○議長（大越勇一君） 7番新井邦弘君。

○7番（新井邦弘君） そうですね。結構、職員もプレッシャーになっていることが多分いろいろあると思います。

4番目の質問ですが、現場の職員が安心して業務ができていると町は評価しているか、課題認識があればお伺いします。

○議長（大越勇一君） 総務課長松本浩睦君。

○総務課長（松本浩睦君） 現在も、著しい迷惑行為までではなくても、窓口等でトラブルが発生することはあると思いますが、管理職の判断により対応について指示を行い、解決されていると思います。

しかし、最近になってカスタマーハラスメントと思われる事案がありましたので、当町ではマニュアルがございませんでしたので、組織的に対応するためにもマニュアルを作成する必要性を感じましたので、現在、策定に向けて進めているところでございます。

○議長（大越勇一君） 7番新井邦弘君。

○7番（新井邦弘君） そのマニュアルを条例化とか指針化した場合のメリット、デメリット、町としての判断基準はどういうふうに考えるのかお伺いします。

○議長（大越勇一君） 総務課長松本浩睦君。

○総務課長（松本浩睦君） 条例化することにより、役場に限らず町内全ての事業者、就業者、顧客等が対象となり、町全体のカスタマーハラスメントの防止に向けて取り組むために、それぞれの責務や必要な措置を講ずるよう努めなければならないと定めることとなりますが、しかし、昨年6月に労働施策総合推進法が改正され、職場におけるカスタマーハラスメント防止のために雇用管理上の措置を講じることを、それぞれ事業主に義務づける規定が追加されましたので、条例を制定しなくても各事業主は必要な措置を講じることとなっておりますし、措置を講じていない事業主に対しては、都道府県の労働局から指導や勧告が行われるということでもあります。

このことから、町としては、最近カスタマーハラスメントと思われる事案が発生しておりますので、カスタマーハラスメントから職員を守り、組織的に対応するため、職員向け対応マニュアルを策定することが喫緊の課題でありますので、職員を対象とする方針とマニュアルを作成しているところでございます。

以上です。

○議長（大越勇一君） 7番新井邦弘君。

○7番（新井邦弘君） そうしますと、そういった職員に対する研修とか相談体制の強化など、今後検討していくスケジュールなどはお考えになっておりますか。

○議長（大越勇一君） 総務課長松本浩睦君。

○総務課長（松本浩睦君） 最初にカスタマーハラスメント対策基本方針を策定し、公表し、その後、その方針に基づき対応マニュアルを策定するという流れになります。

現在、基本方針は固まりつつありますので、最終確認をしまして、新年度には公表できる予定となっております。対応マニュアルにつきましては、方針を公表しましたら、早めに公表できるように準備を進めているところでございます。

相談体制につきましては、現在も総務課にハラスメント相談窓口を設置し、総務課職員の中から2名を相談員として任命しております。そして、取手地方公平委員会に相談することも可能となっております。

また、職員の研修につきましては、対応マニュアルを公表しましたら、そのマニュアルに基づき実施したいと考えております。

○議長（大越勇一君） 7番新井邦弘君。

○7番（新井邦弘君） それでは、利根町として、職員を守りつつ、住民サービス向上を図るための基本姿勢はどのようにお考えかお伺いします。

○議長（大越勇一君） 町長山崎誠一郎君。

○町長（山崎誠一郎君） まさに、新井議員の、このカスタマーハラスメント、今タイムリーな質問でございまして、全管理者を集めて月1回庁議というものをやっております。何か月前だったかな、全管理者を前に、この条例というか指針をつくろうと私のほうで指示を出しまして、先ほどずっと総務課長が説明してきましたが、もう間もなく出来上がる予定でございます。それをもって、当然議員の皆さんにはお知らせするし、町の中にもお知らせすると。それが、私は抑止につながっているのです。カスタマーハラスメントのほかにも、セクハラやパワハラ、モラハラと、いろいろハラスメントがあるのですが、そちらについても、このカスタマーハラスメントのしっかりしたものをつくって町のほうに公表して、それが抑止になるということで今取りかかっておりますので、そんなに時間がかからないうちにお答えというか発表できると思います。

町民の皆さんや行政サービスの利用者等の皆さんから頂く御意見・御要望は、業務改善や行政サービスの向上につながるものであって、当町ではこれらに対して丁寧かつ真摯に対応しているというところでございます。

一方、これらの御意見や御要望の中には、職員の人格を否定する言動や暴力を伴うものなどもあり、職員の尊厳を傷つけたり、繰り返しの申出や要求により業務に停滞を招くこともあります。これらの行為は職場の環境を悪化させるとともに、行政サービスの低下を招いてしまうということでございます。

そして、利根町では、職員を守るとともに、質の高い行政サービスを継続的に提供するため、組織的に対応するために策定する、今やっているものなのですが、カスタマーハラスメント対応マニュアルに基づいて、社会通念上許容される範囲を超えた申出や要求に対

して、組織として毅然とした態度で対応することを基本理念として今取り組んでいます。

先ほども言いましたが、早い時期にお答えというか公表できると思いますので、町がこんなことをやってるよというのを逆に町民の皆さんにお知らせをしていただきたいと思います。

以上です。

○議長（大越勇一君） 7 番新井邦弘君。

○7 番（新井邦弘君） ありがとうございます。町長はじめ、ここにいらっしゃるの皆さん管理職なので、先ほど、カスタマーのほかにもパワーハラスメント、それからセクハラもありました、この条例ができる前から皆さん襟を正していただいて、皆さんの下に職員がいますので、その考えを徹底して研さんしていただけたらいいなと思います。

住民サービスの最前線に立つ職員が安心して働ける環境を整えることは、結果として町民全体の利益につながるものであると考えます。職員と町民が互いに尊重し合える関係こそ、持続可能な行政運営の基盤であると思います。本町として、その姿勢を明確に示すことを期待して、私の質問を終わります。

○議長（大越勇一君） 新井邦弘君の質問が終わりました。

暫時休憩します。再開を14時25分とします。

午後 2 時 1 2 分休憩

午後 2 時 2 5 分開議

○議長（大越勇一君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

4 番通告，3 番本谷 孝君。

〔3 番本谷 孝君登壇〕

○3 番（本谷 孝君） 4 番通告，本谷 孝でございます。お忙しいにもかかわらず傍聴にお越しの町民の皆様，それからユーチューブを御覧の皆様，いつもありがとうございます。利根町を大きな気持ちで見守ってください。私ども町議会議員も，よりよいまちができるように，一生懸命，今後とも頑張っていく気持ちでおりますので，どうかよろしくお願いいたします。

今，世界ではロシアによるウクライナへの軍事侵攻，まだまだ終わりが見えておりません。大国による暴力，力による現状変更，こういったことが世界中で起きております。我が国においては，おかげさまで何とか平和ではできておりますが，尊い命を失うというのは，これは非常に悲しいことであり，残念なことであり，それが続くと恨みを持ち，仕返しをしてやろうと，それから，いつかまた逆襲をしてやろう，こういった世の中が来るのを非常に心配しているところでございます。

我が利根町は，首都圏においても都心から非常に近い立地にあり，自然も豊かであり，豊かな自然の中で育った子供たちがふるさとを思い，いつも我が利根町を心配して，気に

している元町民の方も大勢いらっしゃると思います。現在お住まいの皆様も、我が町を愛し、共に安心・安全で豊かな暮らしが続きますようにと願っておるところでございます。

本日の一般質問におきまして、通告書のとおり質問をさせていただきます。

初めに、物価高騰対策について伺います。

近年の物価上昇と併せ、社会保険料や様々な税負担は私たちの生活を苦しめ続けています。各家庭のエンゲル係数は上昇傾向が続いており、物価上昇に賃金上昇や収入が追いついていない現状があります。

そこで、町民の暮らしを支援する物価高対策について、町独自の施策や持続可能な行政サービスの考え方について、町の方針をお聞かせください。

以下は自席にて質問させていただきます。

○議長（大越勇一君） 本谷 孝君の質問に対する答弁を求めます。

町長山崎誠一郎君。

〔町長山崎誠一郎君登壇〕

○町長（山崎誠一郎君） 本谷議員の御質問にお答えいたします。

物価高騰が続く中で、地方公共団体が地域の実情に応じた支援を行えるよう、国が昨年12月の補正予算において「物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金」ということで追加交付を決定し、利根町には1億9,841万8,000円が配分されてございます。

当町では、物価高騰による町民の負担軽減を目的に、いろいろ検討した結果、いわゆるテレビで皆さんおなじみのお米券的なものがこれなのですが、これを、利根町ではお米券などはやらないで、1人当たり1万円分の町内商工会加盟店舗で利用できる商品券を、今のところ郵送で配布する方向で調整を進めております。郵送のお金もかかるのですが、安い郵送費だと、安全なのですが、それよりも高い郵送費というのは何か配達証明みたいなのが出て、どちらでやろうかと今考えているところでございます。

1人当たりということで、これは住所登録をしていただいている方も含めるので、外国人にも、留学生にも配布するような形になってしまうというか、なります。

それを今のところ考えておりまして、時期はゴールデンウイーク明け、5月か6月ぐらいを今目標として、作業を進めているところでございます。

以上です。

○議長（大越勇一君） 3番本谷 孝君。

○3番（本谷 孝君） ありがとうございます。

実際、エンゲル係数、家計における食費の占める割合ですね、これは1970年代の頃に逆戻りしてしまったといいますか、失われた数十年という言い方もありますけれども、デフレがかなり長く続き、物価が安いなと思っていたところ、ここ数年、急激な物価上昇があり、インフレではあるのですけれども、良いインフレではなく悪いインフレかなと感じておるのですが、やはり賃金上昇、これを目指す、ただ、なかなか追いついてないというこ

とで、そういった1万円の、貴重なそういう商品券というのは本当に町民もありがたいですし、日々やっと暮らしている、食べていくのがやっとなという方も非常に多いです、厳しさは皆さん、町民は感じておりますので、ありがたく感じております。

実際、町独自の施策としては、今の内容のみでよろしかったでしょうか。

○議長（大越勇一君） 政策企画課長布袋哲朗君。

○政策企画課長（布袋哲朗君） 今町長からお話がありましたが、時期としまして、先ほどゴールデンウィーク明けということでございますが、まだ予算のほうの確保もしてございません。一応、5月の臨時議会もしくは6月の定例議会のほうで改めて金額を出させていただいて、そこからスタートという形になるかと思えます。

1人1万円ということでございますので、そのほかにも手数料だったり商品券の印刷代、そのほか封入封緘とか、そういう部分の経費がかかっております。この経費を算出しまして補正予算に上げるわけなのですけれども、このほか余剰が出た場合には、また、いろいろな対策に充当できる推奨メニューがございますので、その中でどれがいいのかということで、補正予算のときには明らかにさせていただきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（大越勇一君） 3番本谷 孝君。

○3番（本谷 孝君） ありがとうございます。先ほど新井議員からも財政のことを御指摘いただいたりして、本当に厳しい財政状況の中ですけれども、やりくりをして、少しでも町民のために施策を実行していただけると本当ありがたいと思います。郵送費用も非常にかかってくるので、そういった経費面、あと手間を考えると、いろいろ大変なこともあるかと思いますが、何とか少しでも町民が、もらってよかったねと、助かったなというのがやはり一番ありがたいので、今できることとしてはそういうことをお示しいただいたので、ありがとうございます。

あわせまして、持続可能な行政サービスの考え方、このことについても町の方針をお聞かせ願いたいと思います。

○議長（大越勇一君） 政策企画課長布袋哲朗君。

○政策企画課長（布袋哲朗君） 物価対策ということでの持続可能なということで、いろいろな推奨メニューがございます。事業者への補助だったりとか、そのほか医療機関、いろいろな推奨メニューがございます。また、茨城県でも同じような政策を行っている部分もございます。

低所得者だったりとかお子さんに対しての補助も、利根町のほうに単独で入ってくる1億9,000万円の中以外で対応しているところでございますので、利根町にとりましては、町民1人当たり1万円の商品券をお配りすることが、今回の物価対策の中で、それを乗り切るためには一番有益ではないかということで、5月の臨時議会もしくは定例議会で提案をさせていただいて議会の承認を得ることとなりますが、一応そういう方向で、物価対策

に関しましてはそういうふうな考えで選定をしたところでございます。

○議長（大越勇一君） 3番本谷 孝君。

○3番（本谷 孝君） ありがとうございます。

今ユーチューブを御覧の国会議員の方の御家族並びに国会議員の方がいらっしゃいましたら、あるいは全国の国のお仕事をされているような方で、もし見られている方がいらっしゃいましたら、ぜひ国のほうでも今後とも地域を支えていただきたいと思います。地方は非常に苦しいので、よろしくお願いいたします。ちょっとこれは周りへのメッセージです。この場ではございません。利根町を助けてください。お願いします。

次の質問に移ります。

町民が安心できるまちづくりについて。

1、警察情報によると、本町はここ数年間、盗難発生率が県内ワースト1位の、この1位というのは後ほど触れます、盗難多発自治体となっています。具体的な防犯対策として、防犯カメラや防犯灯は犯罪抑止効果や犯人の検挙率向上が期待できます。

そこで、防犯カメラをはじめ、防犯灯や街路灯などのさらなる増設計画について伺います。

○議長（大越勇一君） 防災危機管理課長齊藤秀樹君。

○防災危機管理課長（齊藤秀樹君） 初めに、利根町の犯罪率についてでございますが、茨城県警察が公表しております市町村別の犯罪率の中で、令和7年中の乗り物盗難につきましては、県内44市町村のうちワースト14位、住宅侵入窃盗につきましてはワースト10位となっております。また、令和6年中におきましては、乗り物盗難がワースト24位、住宅侵入窃盗はワースト6位ということでございました。

次に、防犯カメラの増設計画についてでございますが、現在、町管理の防犯カメラが12台、町内の主要な道路交差点や一部の公共施設に設置されており、要所につきましてはおおむね網羅されている状況でございます。

しかしながら、昨今の犯罪情勢を踏まえ、町長の公約にもございますとおり、さらなる防犯対策の強化が不可欠であると考えておりますので、令和8年度の増設に向けまして、令和8年度の当初予算で5台分を計上させていただいております。設置場所など詳細につきましては、今後も取手警察署と協議を行い、防犯効果の高い場所を検討してまいります。

次に、防犯灯の増設についてでございますが、令和6年12月の議会定例会で本谷議員の一般質問でお答えしましたとおり、町管理の防犯灯につきましては、夜間の犯罪を抑止することや犯罪の早期発見等を目的としており、周辺環境に配慮しながら設置しているところでございます。また、利根町防犯灯設置基準といたしまして、防犯灯及びその他の照明設備からおおむね100メートル以上の距離を有し、かつ、町道で原則行き止まりでない場所、また、地区と地区とを結ぶ間の民家の少ない道路及び過去に窃盗やひったくりなどが発生し防犯上重要な箇所へ設置することを定めているところでございます。

現在の町の防犯灯の設置状況でございますが、おおむね100メートル間隔で設置ができている状況となっております。なお、地区の中で防犯灯設置の必要がある場合には、各区の区長の方々より要望書を提出していただきまして、町で精査し、基準を満たしている場合には新規設置を行っております。

防犯灯は主に犯罪の抑止が目的であることから、通行に際しての明るさを確保するというよりは、犯罪抑止のための明かりを適度な間隔を保ちながらバランスよく設置することが重要であると考えております。これらのことから、町としての増設計画は検討しておりませんが、引き続き防犯灯の適切な設置に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（大越勇一君） 3番本谷 孝君。

○3番（本谷 孝君） 前向きな御答弁ありがとうございます。

やはり町長からも、防犯対策のことで、そういった御意思をいつも頂いていると思っておりますので、町長からもぜひ一言いただけないでしょうか。

○議長（大越勇一君） 町長山崎誠一郎君。

○町長（山崎誠一郎君） 防犯カメラ、私議員時代から関係しておりまして、警察のほうとのセッティングなんかもしたことがあります。もともと利根町が、8台から11台になって、11台から今回5台だということで少ないのですが、皆さん心配してる方もいらっしゃるのですが、警察と相談して、必要な所は言ってくださいと言ってるのですが、警察のほうも遠慮しているわけではないと思うのですけれども、この台数を示してくれております。「このぐらいでいいのですか」と言うと、「今のところこれで十分だと思う」と、そういう答えが返ってきまして、今回5台ということになっております。

これも、利根町は防犯カメラの設置を一所懸命やっているということだけでも、抑止につながると思っております。それが安心・安全になって、子供たちも、皆さんも、もしも何か万が一あった場合には検挙率にもつながると思いますので、これは、まだ町長になったばかりですが、任期中にはまたどんどん増やしていきたいと思っております。

それと、防犯カメラではなくて電気ですね、電気というのは一応100メートル基準というものがありますので、それに沿ってやっていくつもりでいますが、例えばその中で暴漢が出たりとか犯罪が起きてしまったという、この100メートルルールの限りではないので、総合的に判断して、常に安心に暮らせる町ということを目的として対応していくつもりでおります。

以上です。

○議長（大越勇一君） 3番本谷 孝君。

○3番（本谷 孝君） ありがとうございます。実は、先ほどの100メートル間隔という御答弁、課長のほうからいただいていた、先日も実は私具体的に、いやいや300メートル、400メートル、街灯がないよねという道も、実際に気になっている場所が数か所あり

まして、担当課のほうに伺いながら、これは町道の何号線なの、どういうこれは位置づけなのとか確認はしました。非常に前向きな御答弁だと思っておりますので、今後とも、ぜひ前向きに話を進めながらやれたらと考えておりますので、ひとつよろしく願います。

それで、前回、同じような質問を私させていただいたときに、地区とか自治会ですか、その中で、たしか何年間のうちに3台とか、何年間のうちの何台というようなそういうレベルだったので、その辺の進み具合なんかも、実際にどんな感じで要望が出てきて、実現できているかというようなところも教えていただけたらありがたいのですけれども。今分かればで結構です。分からない場合は大丈夫です。

○議長（大越勇一君） 防災危機管理課長齊藤秀樹君。

○防災危機管理課長（齊藤秀樹君） それは防犯カメラの話でしょうか。

○3番（本谷 孝君） 防犯カメラと防犯灯。

○防災危機管理課長（齊藤秀樹君） 防犯カメラにつきましては、補助制度ということで各地区に補助金を交付させていただいて設置していただいておりますが、令和6年度から始まりまして、令和6年度が3地区、今年度も同じ3地区という状況でございます。

また、防犯灯につきましては、今年度は今のところ3基、各区の区長から御要望をいただきまして、3基設置しているところでございます。

以上でございます。

○議長（大越勇一君） 3番本谷 孝君。

○3番（本谷 孝君） ありがとうございます。

あと、皆さんのほうでやはり遠慮してるのか、それとも知らないのか、分かっているけれどもなかなか話が出てこないのか、いろいろあるかと思うのですが、自分の気持ちとしては、こういう制度があるのだよ、もっともっと地区で利用してくださいよというような繰り返しの広報といいますか、告知、私も一所懸命、御意見いただいた方にはお伝えしようと思っておりますけれども、そういったところも強めていただけるとありがたいと思っております。

それから、2のほうに行きます。

歩道や道路に覆いかぶさる雑草も通行や視界の妨げとなり、安全面だけではなく景観上も印象が良いとは言えません。下校時刻に真っ暗な道を通学する中・高校生の安全確保を心配する住民からの声も聞こえてきます。加えて、無灯火状態で運転する外国人の自転車についても同様です。

町内には、小・中学生及び高校生が通学路として通行している道路に防犯灯や街路灯が少ない道路がまだまだ見受けられます。設置費用の問題や電気料金の負担先について課題があることは理解しますが、夕暮れ以降に下校する子供たちや、暗闇を無灯火で自転車の運転をする外国人、ジョギングやウォーキングをする町民の安全確保の意味において、極

めて重要なインフラ整備であると考えます。

除草スケジュールと併せ、それらの調節について町の見解を伺います。

防犯灯とかその辺は先ほどいただいたので、除草スケジュールですとか、通学路、特に利根町から通っている高校生のこともちょっと考えていただいたところでの御答弁をいただけるとありがたいです。

○議長（大越勇一君） 町長山崎誠一郎君。

○町長（山崎誠一郎君） 本谷議員，二つ目の質問，ちょっと幅広いので，用意したものを発表させてもらいます。

まず，外国人留学生の自転車の無灯火，さっき篠塚議員とか新井議員とか質問がありましたが，直接留学生にリーフレットを，言語がネパール語とベトナム語と中国語，これから配布するので，全員の外国人には行き渡るし，町民の皆さんにも行き渡るように配布して，例えば自転車の無灯火は5,000円の罰金だよと，それも全部書いてありまして，それを配布して周知して，指導するという形を取ります。利根町にいる住民全員に配布する予定ですので，それに対応していただきたいと思います。

そして，さらに学校には，働いている人もいるのですけれども，留学生がいる二つの学校プラス二つの専門学校，そこにはさらに指導をするよう徹底して対応していくというところでございます。

4月から，無灯火以外にも自転車の乗り方等について，いわゆる今までとは違う青切符と，さっきも質問があったのですが，それに対応していくので，学生も違反したら罰金を取られるのだよと，そういう意識を持って，それもまた抑止になるのかなという思いを持っておりますので，それに対応していきたいと思っております。

防犯灯につきましては，さっき言った100メートル間隔，それでできていて，新規の設置は今のところ検討してないのですが，防犯上の観点から，もしここは危ないよとか，ここにつけてよといった場合には，また相談をしていただきたいと思っております。

除草は，町で管理している町道の除草につきましては，幹線道路は業者に委託をして，大体，年3回から4回除草をしておりますが，この暑さということで伸びるのが早いです。その際も，その都度受け付けておりまして，安全性を見て対応していくつもりでおりますので，御理解をいただきたいと思います。

私有地からはみ出している草木につきましては，広報とねに記事の掲載や，交通に支障のある場合は所有者に通知をするなど啓発を行っているところでございます。町でも十分気をつけていますけれども，ここは町は気がついているのかなとかそういったものがありましたら，どんどんお知らせをしていただきたいと思います。対応いたします。

○議長（大越勇一君） 3番本谷 孝君。

○3番（本谷 孝君） 犯罪抑止，それから防犯に関しましての前向きな御答弁ありがとうございます。あと，除草スケジュールの件も年に三，四回ということですがけれども，今

町長おっしゃったとおり、そのペースで追いつかないぐらい雑草が伸びる時期につきましては非常にあっという間に草が伸びまして、見通しが悪くなったり、歩道なのに歩行が困難になってしまう、見栄えが非情に、いつも草が出ている歩道だよな、道だよなというような御意見を多少頂いていますので、ここは地域住民の方と一緒に、自分たちのまちは自分たちできれいにしようとかそういったところも、啓発活動もそうです、その辺も行政のほうでも少しお力添えをいただきながら、もちろん地域のほうでも自分たちでやることも当然やるのですけれども、何分にも一部高齢化が進んでおりましてなかなか厳しくなっているというような声も耳に入ってきますので、その辺ちょっと御検討いただきたいという思いで、次の質問に移ります。

空き家に入居する外国人留学生の対応について、現状と今後の対策について伺います。

○議長（大越勇一君） 町長山崎誠一郎君。

○町長（山崎誠一郎君） ありがとうございます。空き家に入居する外国人留学生につきましては、議員の御指摘もありましたとおり、様々な課題が今顕在化していることを町としても認識をしております。毎日のようにいろいろ苦情が来て、パトロールをしたり、見に行ったり、そういった対応をしています、なかなか全体を把握できていないというのが現状でございます。

この課題解決に向けて、既に居住が始まっている学生への対応はもとより、今後の新たな受入れに対する水際対策、これの強化が極めて重要であると考えています。具体的には、大学等に対して、留学生の募集段階から、入国、住居場所の確保、生活指導に至るまでの一連の受入れスキームについて、町への事前説明及び情報共有の徹底をお願いしているところでございます。それと、入居前の段階で、生活ルール、地域マナーの徹底を図る仕組みを、これも学校のほうにお願いしているというか、指導してくれという話をしております。

日常茶飯事とは言いませんけれども、しょっちゅう、大学関係、専門学校関係には役場のほうに来ていただいて、徹底的にお願いしているところでございます。分かった分かったと、すぐやるという対応はしていただいているのですが、どうしても抜け落ちてしまっている部分がございます。そこをさらに強くお願いしてやってもらわないと、いつまでたっても直らないという現状を見ておりますので、学校に対してしっかりと指導していきたいと思います。

実は、外国人のことに對しては、歩き方とかそういったものを、栄橋の所でパトロールを12月は6回やりました。6回やって、紙を持って1列に並ぶのだよと、こういったことをやっていて、守ってくれますが、いなくなると守ってくれないというところも見受けられます。

もう一つは、今日町民の皆さんが来てくださっていますけれども、町のほうには、税金で私立学校に対して指導をする、そんなことはやらないでくれと、そんなのは学校がやる

ものだと、学校に強く言えばいいじゃないかという意見もいただいております。ただ、それもそのとおりだと思うのですが、事故が起きた場合は、やっぱりある程度、行政は何をやっていたのだという話にもなりかねないので、その辺のところは、事故が起きないためにどうすればいいかというところを考えて町は今対応しているところでございます。

ちょっと話が飛んでしまったかもしれないのですが、そういったことも含めて総合的に判断して、しっかりと、先日茨城県のほうに行きまして、国土交通省から来ていただいている副知事、岩下副知事というのですか、その人を責任者として外国人に対する取組を県も強化しております。44自治体があるのですが、23自治体、利根町がそこに入りまして、県と国に陳情書を提出いたしました。その際、私も何度か県のほうに、県庁でその会議に出ましたが、利根町以外は皆さん就労者の方なのです。就労者の話を中心としていたので、うちのほうの生活環境の今共生に対する責任者をやっている人を中心に、利根町は留学生で困っているのだと、なので留学生のことについて一番最後に、最後になっちゃったのですが、このぐらいの厚い紙の最後に、利根町の現状、留学生で困っているのだといったことをしっかりと、県・国にも見ていただいて、いろいろ助けていただきたいというものを提出しております。そして、その後に懇親会がありまして、私と副知事が話しているときに、副知事が「利根町は大変なのですよね」と、困っているのですよねと言うので、「困っているのです」と。どういう状況ですかと言うので、留学生なもので2年でいなくなっちゃうのだと、なので毎年毎年新入生が入ってくるので、毎年毎年同じことを繰り返して指導をするしかないのだという話をしましたら、「うわー、そうすると特効薬的なものはないですね」という話をしたので、私は「今どんなことを考えてますか」と聞かれましたので、「短期の職員にお願いするか、あとは、まちおこしの人たちをお願いして、そこに外国人を採用して、それに対応してもらおうかなと考えているのですよ」と言ったのですよ。「それはいい考えですね」という話をしていまして、知事がそこに来まして、「それ、素晴らしいので、山崎さん、利根町方式としてやりましょうよ」と、うまくいったら県もそれに乗りますよという話をしたので、今それを、県の助けを得ながら、こちらからも提案して、何とか、知事の言葉を借りれば「利根町方式」なのですけれども、それをやって、外国人との共生というか、その対応に結びつくように今やっているところでありますので、町民の皆さんの御意見も参考になるものもいっぱいあると思いますので協力をお願いしたいということを、この答弁で言ってしまいましたが、何とぞお願いしたいと思います。

○議長（大越勇一君） 3番本谷 孝君。

○3番（本谷 孝君） 空き家に入居する外国人への対応につきまして、幅広く御答弁いただきました。町長自ら御答弁いただきました。ありがとうございました。

利根町の特徴としまして、外国人の方が2年なり4年なりで、ある程度の短期間で入れ替わりということで、また新たにということで、よその自治体と違いまして非常に負担、

負担という言い方はちょっと正しくないかもしれないのですが、きめ細かくやるにしても、それを常に続けていかなくちゃいけないというのもあります。

それから、本当に国ごとに風土が違っていたり、いろいろなことが違っているのです、最初の窓口となるのがやっぱり行政になってしまっていたり、行政を頼るしかないというのが現状かなと思います。篠塚議員も午前中、外国人の方への対応についての質問がございましたが。私的に実は定期的に報告会をやっておるのですけれども、そのときにちょっと出た御意見がありまして、その中で非常にこれが本来の姿だなと思った事例がありまして、空き家を貸主として提供している不動産会社であったり管理会社であったり、その貸主のところで、きちんと、入居する学生さんに日本というのはこういうものだよねというのをやってもらうというか、何でもかんでも町がやらなくちゃいけないというのも私もすごく違和感もありますし、町がどんどん大変になってしまい、そうではないところで行政の皆様には頑張ってもらいたいなというのもありますし、ただ、現状としては、どんどん外国人が入居されるということがあって。

そういったような働きかけ、空き家をどこが管理しているのか、あるいはどこの誰が、何という会社が、いわゆる貸主になっているのか。この辺は、町としては把握はできているのでしょうか、しているのでしょうか。その辺を教えてください。

○議長（大越勇一君） まち未来創造課長藤波 勝君。

○まち未来創造課長（藤波 勝君） お答えいたします。

先ほどの町長の答弁とも重複する部分がございますが、現在町内の空き家におきまして外国人留学生が大人数で居住しているといった事例が度々確認されておりまして、近隣住民の方から苦情などがありまして、町としても大きな課題として認識しているところではございます。これらの居住実態につきましては、受け入れている大学側から事前に町へ十分な情報提供がなされず、実際に居住が始まってから町が把握するという、言わば後追いの対応となっているのが実情でございます。

外国人の留学生に限らずでございますが、既存の戸建ての住宅に大人数が入居して、寮ですとか寄宿舎のような形で使用していることに関しましては、使用用途上の問題がないか、また、建物の構造上、消防法上の安全性に問題がないかなど、都市計画法ですとか建築基準法等の観点から、事前に十分な確認が必要となります。

このため、町といたしましては、当該事案について茨城県の関係部署へ相談をいたしまして、こうした実情をお伝えし、情報を共有しているところでございます。その中で、居住人数ですとか使用の形態によりましては、都市計画法や建築基準法の用途変更の手続も必要となる可能性があるとの見解が示されております。

また、茨城県におきましては、こうした事例が利根町以外にも多々あるということで、空き家を学生寮として活用する場合には必ず事前に相談窓口へ確認するようホームページ上で周知をしており、これを受けまして、町のほうでもホームページにおきまして同様の

周知を図るとともに、学校側に対しましても周知を行っているところでございます。

また、先ほど御質問がありました、大学及び居住先に学生を入れている仲介業者、不動産業者などに対しましても、引き続き、法令遵守の観点から適切な対応を図るよう、町としても改善を求めてまいります。

今後につきましては、県と引き続き連携をしながら、必要に応じて法令面からの確認、対応を進めるとともに、大学側との定期的な協議の場を設けまして、受入れの人数や居住場所に関する情報共有の徹底を求めてまいります。あわせまして、町内部の関係部署とも連携を図りながら、生活ルールの周知や地域との調整を進め、地域住民の不安解消に努めてまいります。

また、町長の答弁にもございましたが、今後は新たな受入れの段階から町が関与できる体制を整えまして、水際対策を強化し、未然防止に努めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（大越勇一君） 3番本谷 孝君。

○3番（本谷 孝君） 丁寧な御答弁ありがとうございました。私も県の担当部署のほうに確認を取りましたところ、やはりこういった見るからに大勢入っている場合は、寄宿舍であったり共同住宅扱いになってしまう可能性が非常に高いというような御指摘がありまして、一定数の人数を超える場合は、やはり建築基準法上の、特に都市計画法の43条、こちらに出ている用途変更に当たる場合もありますし、普通の民家に見えるのだけれどもどうも大勢入っているということは、周りから見るとそういうふうに見えますし、地域住民の皆さんからすると、これも御意見いただいたのですけれども、一体どんな人が、どういう国の人が何人来るのだろう、あるいは、いつの間にか入居したよねと、そういうことで非常に不安といいますか、どういうふうに当たっていいものかというのも分からなくて、地域の方は受け入れたくても非常に困っていらっしゃる、不安に思っている方もいらっしゃるやいまして、そういったこともありました。

私もやれる範囲のことは一所懸命やりたいと思うのですけれども、特に消防法上の問題でいきますと、これは非常に重大な問題になっていまして、ある程度の人数以上の場合は、室内に自動火災報知機の設備、誘導灯、消火器の設置、避難経路の確保、あと、定期点検報告という、これが必要になってくるので、こういう場合は消防署なり、あるいは、その前に、その辺が押さえられれば、大勢入居されるということは扱い上も問題だよねということで、行政指導であったり命令ということで、町としてもある程度関わっていけるのかなというような思いで見えておりました。

非常に今、日本全国で外国人問題が騒がれておりますので、外国人の方には本当に申し訳ないのですけれども、やっぱり私たち日本人は今までにない経験をこの数年間していますので、利根町としてもそういった問題を抱えながらやるのですが、一緒に考えながら、よりよい方向に持っていけたらなと思ひまして、いつも考えております。

その後の、最後の質問に移りまして終わりたいと思います。（発言する者あり）

○議長（大越勇一君） 町長山崎誠一郎君。

○町長（山崎誠一郎君） さっきチラシを、私中国語と言っちゃったのですけれども、日本語を除いて、英語、インドネシア語、ベトナム語、ネパール語、日本語を入れて5か国と。そのチラシを学校のほうに配布する予定でいますので、訂正させていただきます。

○議長（大越勇一君） 3番本谷 孝君。

○3番（本谷 孝君） ありがとうございます。私も、戻るのはやめますか、戻らずにやります。

3番目の質問です。利根町独自のオンブズマン制度の導入についての質問です。

よりよいまちづくりのためには、町民からの信頼を高めることが重要です。町民の町民による町民のための町政実現のため、町政や議会の透明化と、より積極的な住民参加による町政運営が必要と考えます。

町民への説明責任を果たす意味において、「利根町みんなのまち基本条例」の趣旨に沿うオンブズマン的な外部監査制度の導入について、町の考えを伺います。

○議長（大越勇一君） 総務課長松本浩睦君。

○総務課長（松本浩睦君） オンブズマン制度は、町の業務や、それに関連する職員の行為などによって不利益を受けるなどの町政に関する苦情を、公平公正な立場で迅速に処理し、町民の権利利益の保護を図ることにより開かれた町政を推進し、町政に対する町民の理解と信頼を得ることを目的としております。

町においても、町民の皆様がふだんの生活の中で思っていること、町に取り組んでもらいたいこと、改善してほしいこと、お住まいの地域の課題や展望など、まちづくりに関する御意見・御提案などの町民の声を町政に届ける手段として、町長への手紙、区長要望のほか、メールや町公式ホームページからの町政への御意見・御提案などがあり、適宜対応しておりますので、現状といたしましては、オンブズマン制度の導入は考えておりません。以上です。

○議長（大越勇一君） 3番本谷 孝君。

○3番（本谷 孝君） 考えを伺いますということだったので、私のほうでもまだ調査研究中です。なので、これは何としても導入してくださいという気持ちで質問してるわけではありませんので。考えを、まず伺いたかったというところで御理解ください。ありがとうございました。

ちょうど時間も迫ってまいりましたので。いい話なのですけれども、町民の方から、非常に行政の、課名はちょっと申し上げないのですけれども、複数の課にわたりまして非常に職員の対応がよくなったと、非常に対応がよくなってきているというような御意見も耳に入ってきております。失礼な対応どころか、先ほども休憩時間に入ったときに、こちらにいらっしゃる布袋課長が、外国人の方を非常に丁寧に窓口案内されていた姿を見たの

で、やはり課長の皆様の背中を見ながら職員の皆さんも元気が出ますし、よりよい町民サービス、町民の方への対応というのが非常に大切で、実際に、実は何人か、町の職員の対応が悪くて引っ越しちゃったという人がいるのです。数年前ですけれども、こういう所にはいたくないということで引っ越した人が実際におります。でも、最近は非常に町の窓口の方の対応がよくなってきたと、いいよねというような、そういう御意見もいっぱいいただいていますので、ぜひ課長の皆様、自信を持って、町民への住民サービス、山崎町長を筆頭に、皆様、今後ともひとつよろしく願いしたいと思っておりますので。

これをもちまして私の質問を終わらせていただきます。今後とも頑張っていきましょう。よろしくをお願いします。

○議長（大越勇一君） 本谷 孝君の質問が終わりました。

○議長（大越勇一君） 以上で本日の議事日程は終了しました。

次回の本会議は、明日3月6日の午前10時から開きます。

本日はこれで散会いたします。

お疲れさまでした。

午後3時15分散会